市税ガイド

令和７年１１月編集

令和７年度　中学生の「税についてのポスター」　税理士会船橋支部長賞
船橋市立坪井中学校　中野 友葵さんの作品

船　橋　市

目次

第１章　市税概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第２章　個人市民税・県民税
　１　個人市民税・県民税とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
　２　税額・税率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　３　申告と納税の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
　４　個人市民税・県民税と所得税の違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
　５　個人市民税・県民税Ｑ＆Ａ
　　年金生活者ですが、申告は必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
　　海外へ転出しますが、個人市民税・県民税を納める必要がありますか？・・　１９
　　パートで働いています。個人市民税・県民税、所得税はかかりますか？・・　２０
　　他市へ引越しました。個人市民税・県民税はどの市へ納めるのですか？・・　２０
　　退職しましたが個人市民税・県民税の納税通知書が届きました。なぜ？・・　２１
　　学生ですが税額は安くなりますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
　　医療費控除の申告方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
　　医療費控除の対象になりますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
　　ふるさと納税の制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
　　市民税・県民税額の試算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
第３章　森林環境税・森林環境譲与税
　１　森林環境税・森林環境譲与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
第４章　法人市民税
　１　法人市民税とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
第５章　固定資産税・都市計画税
　１　固定資産税とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
　２　土地に対する課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
　３　家屋に対する課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
　４　償却資産に対する課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
　５　都市計画税とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
　６　固定資産税・都市計画税Ｑ＆Ａ
　　家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか？・・・・・・・・・・・　３７
　　年の途中で土地・家屋の売買があった場合も納税の義務はありますか？・・　３７
　　隣接する同じ面積の土地なのに税額が違うのはなぜですか？・・・・・・・・　３８
　　償却資産の申告書が届きました、申告をする必要はありますか？・・・・・　３８
第６章　軽自動車税
　１　軽自動車税（種別割）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
　２　軽自動車税（環境性能割）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
第７章　市たばこ税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
第８章　特別土地保有税／第９章　入湯税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
第１０章　事業所税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３

第１１章　納税
　１　納税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
　２　納税Ｑ＆Ａ
　　　納期限を過ぎた納付書で支払いはできますか？・・・・・・・・・・・・・・　５２
　　　口座振替ができませんでした。どうすればよいですか？・・・・・・・・・・　５２
　　　督促状がきました。なぜでしょうか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５３
　　　納税コールセンターから電話がかかってくることがあるのですか？・・・・　５３
　　　延滞金はかかるのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
　　　市税を滞納したまま納めないとどうなりますか？・・・・・・・・・・・・・　５５
　　　事前の連絡なく、財産を差押えされることがあるのですか？・・・・・・・・　５５
　　　納めすぎた税金はどうなりますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
　　　亡くなった夫の市税を支払わなければならないのでしょうか？・・・・・・・　５６
第１２章　市の債権管理
　１　市債権の徴収・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
　２　債権管理Ｑ＆Ａ
　　　債権管理課はどんな部署ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
　　　市税以外にも延滞金はかかりますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
　　　貸付金を滞納したまま納めないとどうなりますか？・・・・・・・・・・・・　６０
　　　職員相手になぜ生活状況まで話さなければならないのですか？・・・・・・・　６１
第１３章　市税の窓口
　１　窓口のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２
　２　証明Ｑ＆Ａ
　　　市民税・県民税の課税（非課税）証明書を取得できますか？・・・・・・・・　６４
　　　コンビニエンスストアで市民税・県民税の課税（非課税）証明書を取得できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４
　　　滞納額がゼロとなった納税証明書をすぐに発行してもらえますか？・・・・　６４
　　　車検に使う納税証明書を再発行してもらうことはできますか？・・・・・・・　６５
　３　船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所・・・・・・・・・・・・・・・　６６
第１４章　県税【県民税、事業税、不動産取得税、自動車税 】・・・・・・・・・・　６８
市税の納付場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６
お問い合わせ先一覧

第１章　市税概要

令和７年度予算（一般会計）

歳入の内訳

（　）内構成比

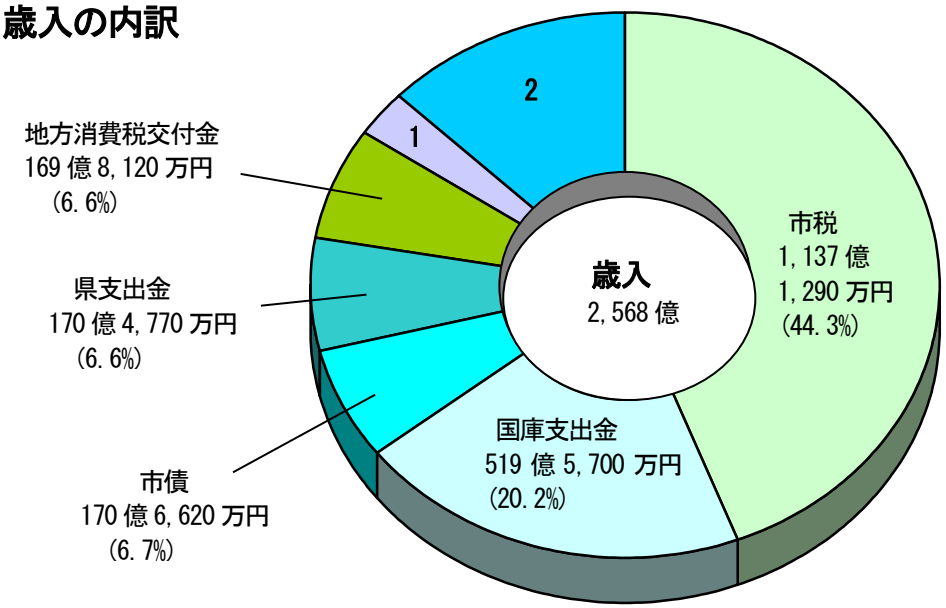

１　繰入金　　72億9,360万円(2.9%)
２　その他　　327億4,140万円(12.7%)

歳出の内訳

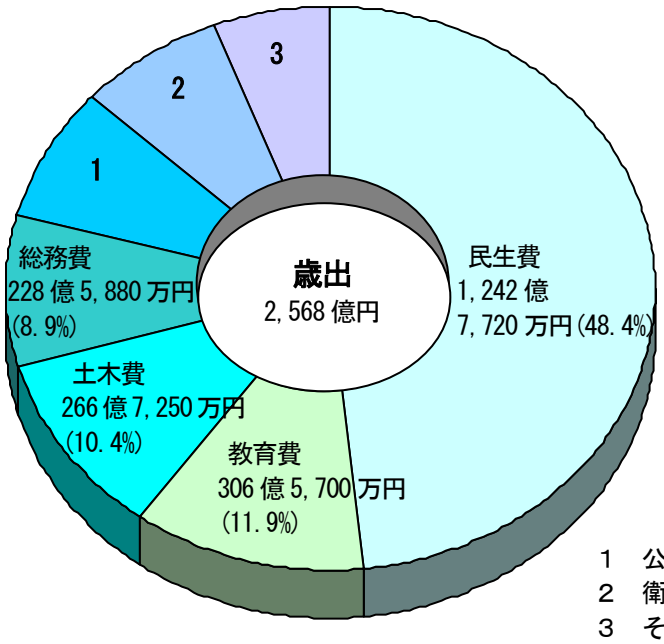

１　公債費　　199億4,080万円(7.8%)
２　衛生費　　185億5,240万円(7.2%)
３　その他　　138億4,130万円(5.4%)

市民一人当りの市税予算
175,060円

令和7年度 市税予算 ／ 人口

市民一人当りの歳出予算
395,385円

令和7年度 歳出予算 ／ 人口

令和7年4月1日現在
人口　649,493人
世帯　306,920世帯
面積　85.62㎢

市税収入の内訳

（　）内構成比

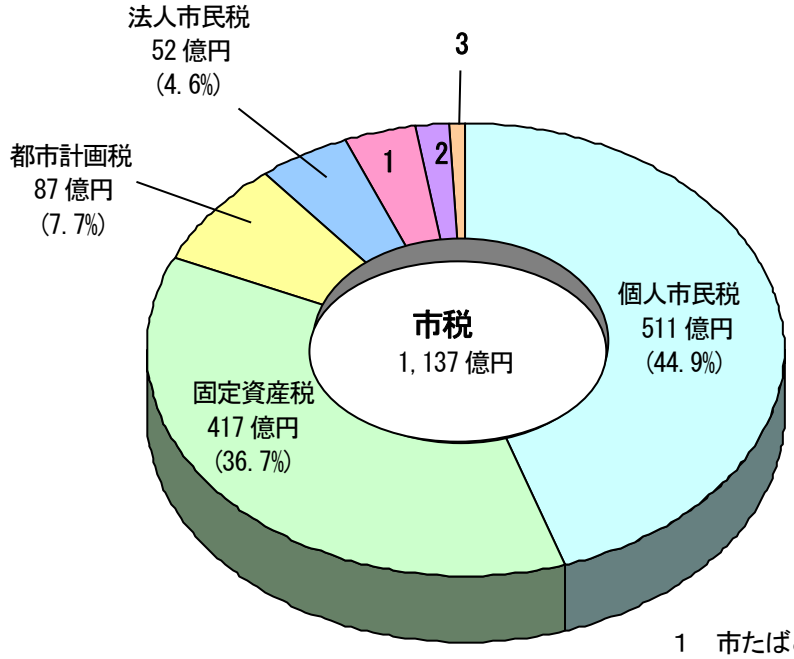

1	市たばこ税	40 億円 (3.5%)
2	事業所税	22 億円 (1.9%)
3	軽自動車税	8 億円 (0.7%)

あなたが納める税金１万円の使いみち

みなさんが納める市税１万円あたりの使いみちは、おおよそ次のとおりです。

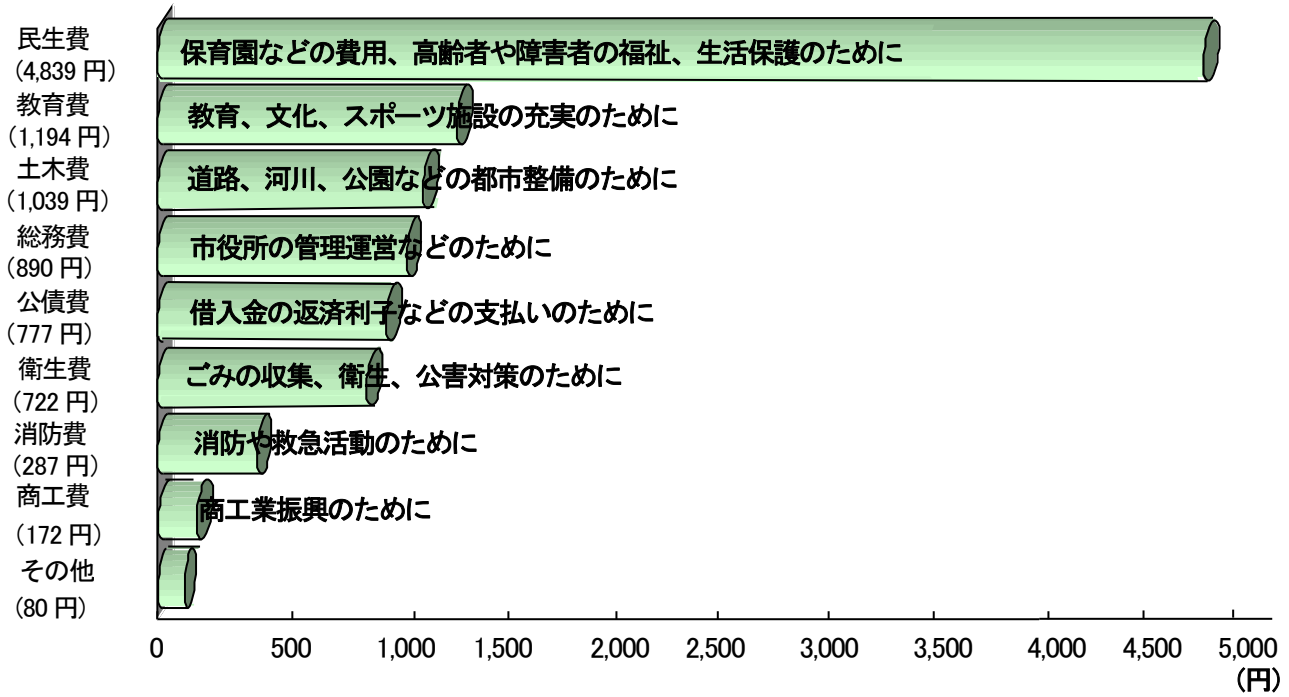

※令和７年度当初予算の割合によって求めました。

市税のあらまし

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>納税義務者</th><th>課税標準</th><th>税　率</th><th colspan="2">期　別</th><th>納期限</th></tr>
<tr><td rowspan="5">個人
市民税・県民税</td><td rowspan="6">普通税</td><td rowspan="5">・1 月 1 日現在において、市内に住所のある個人で、前年中に所得がある人

・市内に住所がない個人で､市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人</td><td rowspan="5">前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額など</td><td rowspan="5">（均等割）※1
市民税
3,000 円
県民税
1,000 円
（所得割）
10/100
(P8 参照)</td><td rowspan="4">普通徴収</td><td>1 期</td><td>6 月 30 日</td></tr>
<tr><td>2 期</td><td>9 月 1 日</td></tr>
<tr><td>3 期</td><td>10 月 31 日</td></tr>
<tr><td>4 期</td><td>翌年
2 月 2 日</td></tr>
<tr><td>給与所得の特別徴収</td><td>6 月～翌年 5 月（毎月）</td><td>翌月 10 日</td></tr>
<tr><td>法人市民税</td><td>・市内に事務所又は事業所を有する法人

・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しない法人

・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団・財団</td><td>法人税額</td><td>（均等割）
P27 の資本金等の額などの区分に応じて
5 万円
12 万円
13 万円
15 万円
16 万円
40 万円
41 万円
175 万円
300 万円
（法人税割）
8.4/100 ・ 6.0/100
※資本金等の額によって税率が変わります。</td><td colspan="3">各事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内</td></tr>
</table>

※1 令和 6 年度より新たに森林環境税(税額 1,000 円)が導入され、市民税・県民税と併せて徴収されます。詳しくはP25 をご参照ください。

※2 年金の特別徴収はP17 をご参照ください。

※3 納期限日が土日・祝休日にあたる場合は、翌営業日が納期限日となります。

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>納税義務者</th><th>課税標準</th><th>税　率</th><th>期 別</th><th>納期限</th></tr>
<tr><td rowspan="4">固定資産税
（土地・家屋
償却資産）</td><td rowspan="4">普通税</td><td rowspan="4">1月1日現在に市内の固定資産を所有している人
（ただし、市街化調整区域内の土地・家屋には都市計画税は課されません）</td><td rowspan="4">固定資産課税台帳に登録された1月1日現在の価格など</td><td rowspan="4">1.4
100</td><td>1期</td><td>4月 30日</td></tr>
<tr><td>2期</td><td>7月31日</td></tr>
<tr><td>3期</td><td>12月25日</td></tr>
<tr><td>4期</td><td>翌年
3月2日</td></tr>
<tr><td>都市計画税
（土地・家屋）</td><td>目的税</td><td>0.3
100</td><td colspan="2">同上</td></tr>
<tr><td>軽自動車税
（種別割）</td><td rowspan="3">普通税</td><td>4月1日現在における軽自動車などの所有者</td><td>総排気量及び車種による</td><td>P39 参照</td><td colspan="2">6月2日</td></tr>
<tr><td>軽自動車税
（環境性能割）</td><td>三輪以上の軽自動車の取得者</td><td>取得価額</td><td>P40 参照</td><td colspan="2">車両番号指定日時</td></tr>
<tr><td>市たばこ税</td><td>製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者</td><td>売渡し製造たばこ本数</td><td>売渡し本数
1,000本につき
6,552円</td><td>毎月</td><td>翌月末日</td></tr>
<tr><td>入湯税</td><td rowspan="3">目的税</td><td>鉱泉（温泉）浴場における入湯客</td><td colspan="2">宿泊客
1人1泊150円
日帰り客
1人100円</td><td colspan="2">鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）が、入湯客から料金と一緒に徴収し、1か月分をまとめ、翌月15日までに納付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業所税</td><td rowspan="2">事業所床面積が1,000㎡を超える、もしくは従業者が100人を超える事業を行う法人又は個人</td><td>（資産割）
事業所床面積</td><td>1㎡につき600円</td><td colspan="2" rowspan="2">法人…各事業年度終了の日から2か月以内

個人…翌年3月15日まで</td></tr>
<tr><td>（従業者割）
従業者給与総額</td><td>0.25
100</td></tr>
</table>

普　通　税　税金の使いみちが限定されておらず、どのような事業の費用にも使うことのできる税をいいます。

※ 特別土地保有税は平成15年4月より課税停止中。

目　的　税　税金の使いみちが限定されている税をいいます。例えば都市計画税として納められた税金は都市計画施設（道路、公園、下水道、河川、学校、病院など）の整備に関する事業などに使われます。

第２章　個人市民税・県民税

１　個人市民税・県民税とは？

詳しくはこちらへ

個人市民税・県民税とは、個人の所得等に対してかかる地方税です。

納める人（納税義務者）

・市内に住所のある人：　**均等割＋所得割**

・市内に住所はないが事務所・事業所又は家屋敷（貸家の場合は該当しません）のある人：　**均等割**

※ 市内に住所や事務所等があるかどうかは、その年の１月１日（賦課期日）現在の状況で判断されます。

課税されない人

●均等割も所得割もかからない人

・その年の１月１日時点で生活保護法による生活扶助を受けている人

・障害者、未成年者(18 歳未満)、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下の人（給与収入では、2,043,999 円以下の人が対象になります）

・前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人

① 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

35 万円×家族数(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数)＋31 万円

② 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合

45 万円

●所得割がかからない人

・前年中の総所得金額等の合計が次の計算式で求めた金額以下の人

① 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

35 万円×家族数(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数)＋42 万円

② 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合

45 万円

※ 扶養親族数には年少扶養親族の数も含みます。

2　税額・税率について

詳しくはこちらへ

税額の計算方法

個人市民税・県民税の税額は均等割と所得割との合計です。

個人市民税・県民税は前年の１月から 12 月までの所得（所得＝収入金額―必要経費等）を基礎として、次の方式により計算したものです。

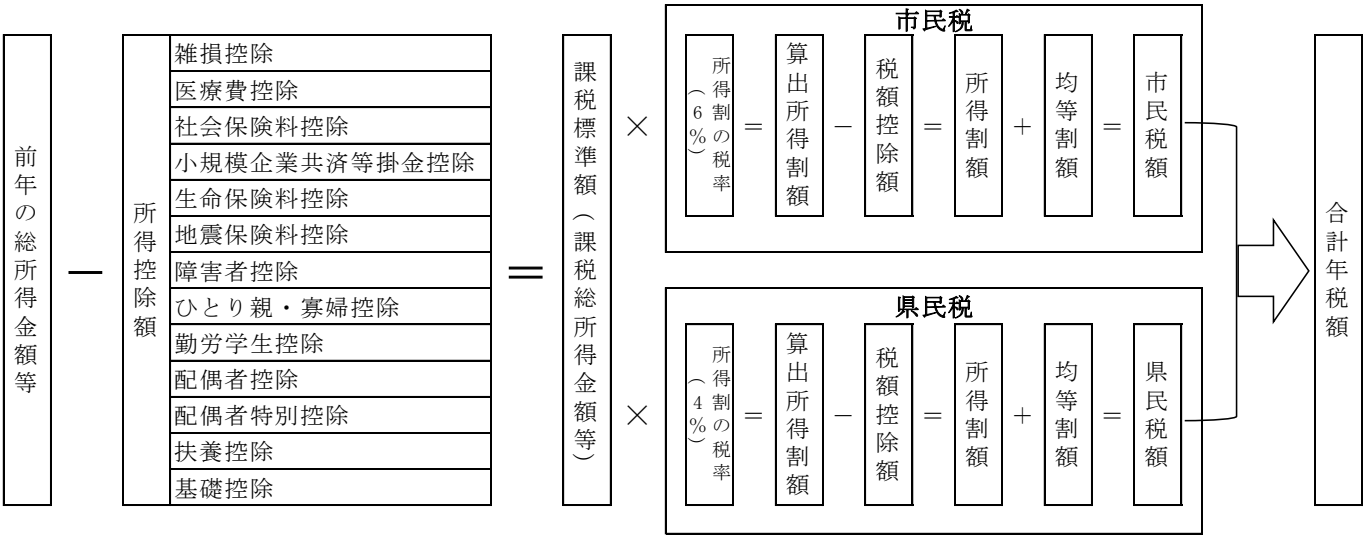

●均等割額

市民税率（税額）	県民税率（税額）
年額 3,000 円	年額 1,000 円

※　令和６年度からは国税の森林環境税が賦課徴収(P25 参照)

●所得割額(以下の算式により、個人市民税と個人県民税を算出)

課税標準額(所得金額－所得控除額)×税率（注 1）－税額控除額

（注 1）

市民税率	県民税率
6%	4%

※ 課税所得金額は1,000円未満の端数切り捨て

※ 所得割額は市民税・県民税でそれぞれ100円未満の端数切り捨て

所得の計算

	所　得　の　種　類		所得金額の計算方法
総合課税の所得	利子所得	公社債、預貯金等の利子など	収入金額＝所得金額
	配当所得	株式の配当、出資の分配など	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
	不動産所得	地代、家賃など	収入金額－必要経費
	事業所得	農漁業、卸売小売業者などの事業から生じる所得	収入金額－必要経費
	給与所得	会社員の給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (P10参照)
	譲渡所得	ゴルフ会員権などの資産を売った場合の所得	収入金額－資産の取得費及び譲渡費用－特別控除額
	一時所得	懸賞当選金品、生命保険などの一時金及び損害保険などの満期返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額
	雑所得	公的年金など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額（P10参照） ② ①を除く雑所得の収入金額－必要経費
分離課税の所得	土地・建物等の譲渡所得	土地・建物などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得費及び譲渡費用－特別控除額
	株式等に係る譲渡所得等	株式の譲渡に係る事業所得 配当所得	収入金額－必要経費(取得費＋委託手数料等) 収入金額－株式等の取得に要した負債の利子
	先物取引に係る雑所得	商品先物、有価証券先物取引による所得	収入金額－必要経費
	山林所得	山林を売った場合の所得	収入金額－必要経費－特別控除額
	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) ×1/2

※ 総合長期譲渡所得及び一時所得については、総所得金額に算入するのはそれぞれ1／2後の金額です。

給与所得控除と公的年金等控除

給与所得の金額＝給与収入金額－給与所得控除額

給与収入については必要経費にかわるものとして、給与所得控除額が認められます。給与所得の金額は下表により求められます。

給 与 収 入 金 額 (A)	給与所得の金額
1 円～550,999 円	0 円
551,000 円～1,618,999 円	(A) －550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	(A) /4,000(小数点以下切捨)×4,000×60%＋100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円	(A) /4,000(小数点以下切捨)×4,000×70%－80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	(A) /4,000(小数点以下切捨)×4,000×80%－440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	(A) ×90%－1,100,000 円
8,500,000 円以上	(A) －1,950,000 円

公的年金所得（雑所得）の金額＝公的年金等収入－公的年金等控除額

公的年金等収入についても給与収入同様、公的年金等控除額が認められ、下表により求められます。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額 (B)	雑所得（公的年金等）の金額
65 歳以上	1 円～1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円～3,299,999 円	(B) －1,100,000 円
	3,300,000 円～4,099,999 円	(B) ×75%－275,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(B) ×85%－685,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(B) ×95%－1,455,000 円
	10,000,000 円以上	(B) －1,955,000 円
65 歳未満	1 円～600,000 円	0 円
	600,001 円～1,299,999 円	(B) －600,000 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	(B) ×75%－275,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(B) ×85%－685,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(B) ×95%－1,455,000 円
	10,000,000 円以上	(B) －1,955,000 円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額（B）	雑所得（公的年金等）の金額
65 歳以上	1 円～1,100,000 円	(B) －1,000,000 円
	1,100,001 円～3,299,999 円	(B) －1,000,000 円
	3,300,000 円～4,099,999 円	(B) ×75%－175,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(B) ×85%－585,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(B) ×95%－1,355,000 円
	10,000,000 円以上	(B) －1,855,000 円
65 歳未満	1 円～600,000 円	(B) －500,000 円
	600,001 円～1,299,999 円	(B) －500,000 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	(B) ×75%－175,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(B) ×85%－585,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(B) ×95%－1,355,000 円
	10,000,000 円以上	(B) －1,855,000 円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円超

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額（B）	雑所得（公的年金等）の金額
65 歳以上	1 円～1,100,000 円	(B) －900,000 円
	1,100,001 円～3,299,999 円	(B) －900,000 円
	3,300,000 円～4,099,999 円	(B) ×75%－75,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(B) ×85%－485,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(B) ×95%－1,255,000 円
	10,000,000 円以上	(B) －1,755,000 円
65 歳未満	1 円～600,000 円	(B) －400,000 円
	600,001 円～1,299,999 円	(B) －400,000 円
	1,300,000 円～4,099,999 円	(B) ×75%－75,000 円
	4,100,000 円～7,699,999 円	(B) ×85%－485,000 円
	7,700,000 円～9,999,999 円	(B) ×95%－1,255,000 円
	10,000,000 円以上	(B) －1,755,000 円

所得控除とは

納税義務者に扶養親族や、病気や災害などによる出費などの個人的な事情を税負担のうえで考慮するために所得金額から控除するもので、次のものがあります。

<table>
<tr><th>種類</th><th>要件と控除額</th></tr>
<tr><td>雑損控除</td><td>災害などにより資産について損失を受けた場合
次の①と②のいずれか多い方の金額
①　(損害金額－保険等による補てん額)－総所得金額等の 10%
②　災害関連支出の金額－5 万円</td></tr>
<tr><td>医療費控除
(※限度額は 200 万円)</td><td>医療費を支払った場合
(支払った医療費－保険などによる補てん額)－総所得金額等の 5%、または 10 万円のいずれか少ない金額 (※限度額は 200 万円)</td></tr>
<tr><td>社会保険料控除</td><td>社会保険料(国民健康保険、国民年金の掛金など)を支払った場合
支払った金額</td></tr>
<tr><td>小規模企業共済等掛金控除</td><td>小規模企業共済制度等に基づく掛金、iDeCo(イデコ)などを支払った場合
支払った金額</td></tr>
<tr><td>生命保険料控除</td><td>新 (旧) 生命保険や介護医療保険、新 (旧) 個人年金保険について保険料を支払った場合 (控除限度額 70,000 円)
①　2012 年 1 月 1 日以後の契約
(新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料)
<table>
<tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>～12,000 円</td><td>支払保険料全額</td></tr>
<tr><td>12,001 円～32,000 円</td><td>支払保険料×1/2＋6,000 円</td></tr>
<tr><td>32,001 円～56,000 円</td><td>支払保険料×1/4＋14,000 円</td></tr>
<tr><td>56,001 円～</td><td>28,000 円(限度額)</td></tr>
</table>
②　2011 年 12 月 31 日以前の契約
(旧生命保険料、旧個人年金保険料)
<table>
<tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>～15,000 円</td><td>支払保険料全額</td></tr>
<tr><td>15,001 円～40,000 円</td><td>支払保険料×1/2＋7,500 円</td></tr>
<tr><td>40,001 円～70,000 円</td><td>支払保険料×1/4＋17,500 円</td></tr>
<tr><td>70,001 円～</td><td>35,000 円(限度額)</td></tr>
</table>
③　①と②両方の契約がある (生命保険料、個人年金保険料)
生命保険料と個人年金保険料において、それぞれ新契約のみ、旧契約のみ、新契約と旧契約の合算 (限度額 28,000 円) で控除額を算出し、その中で最も大きい額が控除額となる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種類</th><th>要件と控除額</th></tr>
<tr><td>地震保険料
控除</td><td>
居住用家屋や家財などを保険や共済の目的とする損害保険契約で、かつ、地震、噴火又は津波などを原因とする損害に対する保険金が支払われる損害保険契約の保険料や掛金を支払った場合
※　2008 年度より損害保険料控除が廃止されましたが、経過措置として、2006 年末迄に加入した長期損害保険で満期返戻金があるものについては、従前の損害保険料控除が適用されます。（なお、1 つの控除証明書に 2 種以上の保険があるものについては、地震もしくは旧長期損害保険のいずれかを選択して控除額を算出する場合がありますので、控除証明書の「ご注意」の欄をご参照ください。）
地震損害保険料： 損害保険契約などに係る地震等損害部分の保険料を払ったもの
旧長期損害保険料：保険期間又は共済期間が 10 年以上で満期返戻金のあるもの
<table>
<tr><th colspan="2">地震保険料だけの場合</th><th colspan="2">旧長期損害保険料だけの場合</th></tr>
<tr><td>支払保険料</td><td>控除額</td><td>支払保険料</td><td>控除額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">50,000 円以下</td><td rowspan="2">支払保険料×1/2</td><td>5,000 円以下</td><td>支払保険料全額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">50,000 円超</td><td rowspan="2">25,000 円</td><td rowspan="2">5,000 円超～
15,000 円</td><td rowspan="2">支払保険料×1/2＋
2,500 円</td></tr>
<tr><td>15,000 円超</td><td>10,000 円</td></tr>
</table>
※　地震と旧長期の両方ある場合、上表で算出した金額の合計額
（限度額は 25,000 円）
</td></tr>
<tr><td>障害者控除</td><td>
本人、同一生計配偶者、又は扶養親族が障害者の場合
・ 一般の障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26 万円
・ 特別障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30 万円
・ 同居特別障害者加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 万円
※　市内に居住する 65 歳以上で、障害者手帳をお持ちでない方でも、身体の障害により日常生活に支障のある方、及びその方を扶養されている方は、確定申告で障害者控除の対象となる場合があります。控除を受けるには、市が交付する［障害者控除対象者認定書］が必要です。詳しくは、高齢者福祉課（☎047-436-2352）へお問い合わせ下さい。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種類</th><th>要件と控除額</th></tr>
<tr><td>寡婦・ひとり親控除</td><td>
配偶者と死別・離婚又は配偶者の生死不明な人で扶養親族又は扶養親族である子を有している、又は配偶者の生死の不明な人で、合計所得金額が 500 万円以下の場合
・・・ひとり親控除　30 万円　/　寡婦控除　26 万円

本人が女性の場合
<table>
<tr><th colspan="3">配偶関係</th><th colspan="2">死別</th><th colspan="2">離別</th><th colspan="2">未婚</th></tr>
<tr><td colspan="3">本人合計所得</td><td>500 万円以下</td><td>500 万円超</td><td>500 万円以下</td><td>500 万円超</td><td>500 万円以下</td><td>500 万円超</td></tr>
<tr><td rowspan="3">扶養親族</td><td rowspan="2">有</td><td>子</td><td>ひとり親</td><td>－</td><td>ひとり親</td><td>－</td><td>ひとり親</td><td>－</td></tr>
<tr><td>子以外</td><td>寡婦</td><td>－</td><td>寡婦</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">無</td><td>寡婦</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
本人が男性の場合
<table>
<tr><th colspan="3">配偶関係</th><th colspan="2">死別</th><th colspan="2">離別</th><th colspan="2">未婚</th></tr>
<tr><td colspan="3">本人合計所得</td><td>500 万円以下</td><td>500 万円超</td><td>500 万円以下</td><td>500 万円超</td><td>500 万円以下</td><td>500 万円超</td></tr>
<tr><td rowspan="3">扶養親族</td><td rowspan="2">有</td><td>子</td><td>ひとり親</td><td>－</td><td>ひとり親</td><td>－</td><td>ひとり親</td><td>－</td></tr>
<tr><td>子以外</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">無</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>
※寡婦・ひとり親の扶養親族は、総所得金額が 48 万円以下の者で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人
※住民票の続柄欄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は対象外
</td></tr>
<tr><td>勤労学生控除</td><td>本人が学生又は生徒で、合計所得金額が 75 万円(給与収入で 1,300,000 円)以下で、かつ給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合・・・・・・・26 万円</td></tr>
<tr><td>配偶者控除</td><td>
合計所得金額が 1,000 万円以下の納税義務者が、合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は専従者を除く）を有する場合
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th></tr>
<tr><th>900 万円以下</th><th>900 万円超
950 万円以下</th><th>950 万円超
1,000 万円以下</th></tr>
<tr><td colspan="2">配偶者の合計所得金額
48 万円以下</td><td>330,000 円</td><td>220,000 円</td><td>110,000 円</td></tr>
<tr><td>老人控除対象配偶者
(70 歳以上)</td><td>380,000 円</td><td>260,000 円</td><td>130,000 円</td></tr>
</table>
※合計所得金額が 1,000 万円を超える納税義務者は、配偶者控除の適用を受けることはできません。
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>配偶者特別控除</td><td>

合計所得金額が 1,000 万円以下の納税義務者が、合計所得金額が 48 万円超、133 万円以下の生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は専従者を除く）を有する場合

<table>
<tr><td rowspan="2">配偶者の合計所得金額</td><td colspan="3">納税義務者の合計所得金額</td></tr>
<tr><td>900 万円以下</td><td>900 万円超
950 万円以下</td><td>950 万円超
1,000 万円以下</td></tr>
<tr><td>480,001～1,000,000 円</td><td>330,000 円</td><td>220,000 円</td><td>110,000 円</td></tr>
<tr><td>1,000,001～1,050,000 円</td><td>310,000 円</td><td>210,000 円</td><td>110,000 円</td></tr>
<tr><td>1,050,001～1,100,000 円</td><td>260,000 円</td><td>180,000 円</td><td>90,000 円</td></tr>
<tr><td>1,100,001～1,150,000 円</td><td>210,000 円</td><td>140,000 円</td><td>70,000 円</td></tr>
<tr><td>1,150,001～1,200,000 円</td><td>160,000 円</td><td>110,000 円</td><td>60,000 円</td></tr>
<tr><td>1,200,001～1,250,000 円</td><td>110,000 円</td><td>80,000 円</td><td>40,000 円</td></tr>
<tr><td>1,250,001～1,300,000 円</td><td>60,000 円</td><td>40,000 円</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>1,300,001～1,330,000 円</td><td>30,000 円</td><td>20,000 円</td><td>10,000 円</td></tr>
<tr><td>1,330,000 円超</td><td>0 円</td><td>0 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>

※合計所得金額が 1,000 万円を超える納税義務者は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

</td></tr>
<tr><td>扶養控除</td><td>

生計を一にする親族で、合計所得金額が 48 万円以下の場合

（他の納税義務者の扶養親族又は専従者を除く）

・年少扶養親族(16 歳未満) ・・・・・・・・・・・・・**0 円**

・一般扶養親族 ・・・・・・・・・・・・・・・・・**33 万円**

（16 歳以上 19 歳未満
23 歳以上 70 歳未満）

・特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）・・・・・・**45 万円**

・老人扶養親族（70 歳以上） ・・・・・・・・・・**38 万円**

・老人扶養親族で同居している老親などの場合・・**45 万円**

</td></tr>
<tr><td>基礎控除</td><td>

・2,400 万円以下の納税義務者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43 万円

・2,400 万円超 2,450 万円以下の納税義務者・・・・・・・・・・・・・29 万円

・2,450 万円超 2,500 万円以下の納税義務者・・・・・・・・・・・・・15 万円

・2,500 万円超の納税義務者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0 円

</td></tr>
</table>

３　申告と納税の方法

詳しくはこちらへ

●申告

１月１日現在で市内に住所がある人は、次に該当する場合を除き、毎年２月16日から３月15日までに市役所へ所得等の申告をしなければなりません。

申告する必要のない人

・前年中に所得のなかった人で、船橋市内の人の扶養となっている人
・前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている人
・所得税の確定申告をした人
・収入が公的年金のみで、各種保険料や医療費、障害者等の控除を受けない人

●納税の方法

個人市民税・県民税の納税方法には、普通徴収と給与又は公的年金からの特別徴収があります。

① 個人で納付する場合（普通徴収）

市役所が送付する税額決定・納税通知書により納税者に対し税額等が通知されます。納期は年４回に分かれています（P5参照）。

納付方法についてはP45を参照してください。

② 給与から天引きにより会社が納付する場合（給与からの特別徴収）

給与の支払者が市役所からの通知に基づき、６月から翌年５月までの年12回にわたって毎月の給与から税金を差引いています。

給与の支払者は、毎月差引いた税金をみなさんのお住まいになっている市町村ごとにまとめて納めます。

退職などにより給与の支払を受けなくなった場合は、次の場合を除き、残りの税額を普通徴収の方法によって納めていただきます。

（ア）退職金等から一括して天引きされる場合
（イ）新しい会社に再就職し、その会社が引続き特別徴収する場合

③ 公的年金から天引きにより納付する場合（公的年金からの特別徴収）

公的年金等以外の所得に対する個人市民税・県民税については、納付書・口座振替により個人で納税していただくか、給与からの天引きにより納めていただくことになります。

前年中に公的年金等の支払いを受けた方で、令和7年（2025年）4月1日に65歳の方、又は前年度に公的年金から特別徴収されていたが、税額変更等により天引きできなくなった方は、以下のスケジュールで公的年金から特別徴収が開始、もしくは再開されます。

例①　公的年金等に係る年税額が12,000円の場合

納税方法	普通徴収（個人で納付）		特別徴収（年金から天引き）		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税　額	年税額の1/4	同左	年税額の1/6	同左	同左
	例）3,000円	例）3,000円	例）2,000円	例）2,000円	例）2,000円

65歳以上の年金所得者で、**令和6年10月に公的年金より個人市民税・県民税が天引きになっていた方**は、以下のスケジュールで引き続き公的年金から特別徴収になります。

例②　公的年金等に係る年税額が前年度12,000円、今年度15,000円の場合

納税方法	特別徴収（公的年金から天引き）					
	仮徴収			本徴収		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税　額	前年度の個人市民税・県民税年税額の1/6	同左	同左	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	同左	同左
	例）2,000円	例）2,000円	例）2,000円	例）3,000円	例）3,000円	例）3,000円

※年度前半（4月・6月・8月）においては、**前年度の個人市民税・県民税年税額×1／6した額**を仮徴収します。

4　個人市民税・県民税と所得税の違い

詳しくは
こちらへ

●課税される所得と課税主体

個人市民税・県民税は前年の所得に対して１月１日に住民登録のある市区町村・都道府県により課税されますが、所得税はその年の所得に対して国により課税されます。

●賦課課税と申告納税

個人市民税・県民税は、個人市民税・県民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づいて課税される賦課課税ですが、所得税は、納税者が自分で税額を計算して納める申告納税になります。給与所得者(年間給与収入2,000万円以下)は、給与支払者が年末調整を行い、所得税額を計算し納税します。

●均等割の有無

所得税には、個人市民税・県民税の均等割にあたるものはありません。

●税率の違い

①　個人市民税(所得割)

6%の比例税率

②　個人県民税(所得割)

4%の比例税率

③　所得税

5%・10%・20%・23%・33%・40%・45%の７段階の超過累進税率

（平成27年分（2015年分）所得以降）

比例税率とは、所得の多寡にかかわらず一定の率で定められた税率です。

超過累進税率とは、一定額の所得に対して定められた税率を乗じて得た額とその一定額を超えた所得部分については、高い税率を乗じて得た額を加えるものです。

●所得控除の違い

所得税と個人市民税・県民税では、生命保険料控除や地震保険料控除など、所得控除が異なるものがあります。詳しくはページ上部の二次元コードより、船橋市HP（https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/007/003/p000874.html）をご覧ください。

５　個人市民税・県民税Ｑ＆Ａ

年金生活者ですが、申告は必要ですか？

Ｑ　私は年金収入だけで、その他に所得はありません。収入のない妻との二人暮らしですが、個人市民税・県民税の申告はしなければならないのでしょうか。

Ａ　公的年金等収入については、日本年金機構などの支払者から提出される支払報告書に基づき課税をするため、申告の必要はありません。ただし、各種の所得控除を受けるためには申告が必要になります。

　また、障害年金・遺族年金しか受けとっていない方や、全く収入がない方は、国民健康保険の保険料の算出や、各種手当等を受けるために申告が必要となることがありますので、申告が必要かわからない場合は市民税課へご確認ください。なお、前年の申告状況から必要と思われる方については申告書を１月下旬にお送りしていますので、ご協力お願いいたします。

海外へ転出しますが、個人市民税・県民税を納める必要がありますか？

Ｑ　私は、令和７年（2025 年）４月１日にＡ国へ転出します。その際の個人市民税・県民税の支払いは、どのようになるのでしょうか。

Ａ　個人市民税・県民税は、令和６年（2024 年中）の収入に対し、令和７年度（2025 年度）に課税となるため、令和７年度（2025 年度）分は全額納めていただく必要があります。転出される前に、市民税課へご連絡いただき、納税管理人の申告をお願いします。可能であれば市内在住の方を納税管理人に指定していただき、納税管理人申告書の提出をお願いします。

　なお、市外の方を納税管理人に指定される場合には、納税管理人承認申請書の提出が必要となります。

　また、令和７年(2025 年)１月１日時点で国内での住民登録がない場合は、令和６年(2024 年中)の収入に対しての個人市民税・県民税は課税されません。

※固定資産税など、他の税目についても同様に手続きが必要です。

パートで働いています。個人市民税・県民税、所得税はかかりますか？

Q　私は主婦でパート収入が 103 万円ありますが、個人市民税・県民税、所得税はかかりますか。また、夫の配偶者控除、配偶者特別控除は受けられるでしょうか。

A　所得税はかかりませんが、個人市民税・県民税は年間収入で 100 万円を超えるとかかります。なお、非課税限度額は扶養の人数によって異なります。

（給与所得の場合）前年の所得金額	主婦自身に税金がかかるかどうか		主婦が配偶者控除の対象となるかどうか	主婦が配偶者特別控除の対象となるかどうか	
	市民税・県民税	所得税		市民税・県民税	所得税
45 万円以下（年収 100 万円以下）	かからない	かからない	なる	ならない	ならない
45 万円を超え 48 万円以下（年収 100 万円を超え 103 万円以下）	かかる	かからない	なる	ならない	ならない
48 万円を超え 133 万円未満（年収 103 万円を超え 201 万 6 千円未満）	かかる	かかる（所得控除額によってはかからない）	ならない	なる	なる
133 万円以上（年収 201 万 6 千円以上）	かかる	かかる（所得控除額によってはかからない）	ならない	ならない	ならない

＊夫の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合、妻の合計所得金額にかかわらず、配偶者控除、配偶者特別控除は受けられません。

他市へ引越しました。個人市民税・県民税はどの市へ納めるのですか？

Q　私は、令和 7 年（2025 年）1 月 20 日船橋市からＢ市へ引っ越しました。令和 7 年度分（2025 年度分）個人市民税・県民税はどの市へ納税することになるのでしょうか。

A　個人市民税・県民税はその年の１月１日に住民登録があった自治体で課税されるため、令和 7 年（2025 年）１月１日にお住まいだった船橋市に納税していただくことになります。

退職しましたが個人市民税・県民税の納税通知書が届きました。なぜ？

Q　私は、令和７年（2025 年）７月末に都合により退職し、その後働いていません。ところが、先日、個人市民税・県民税の税額決定・納税通知書が送られてきました。退職するまで個人市民税・県民税は毎月給与から差し引かれていたのになぜでしょうか。

A　給与所得者の場合は、一年度分の個人市民税・県民税を６月から翌年５月までの 12 回にわたって、会社が毎月の給与から徴収し、納入することになっています。

しかし、７月末に退職されたため、８月以降分は給与から差し引けなくなりましたので、残りの税額について、税額決定・納税通知書を送付させていただきました。なお、退職するまでの１月から７月分までの給与所得に対する税額は、翌年６月に決定されます。

学生ですが税額は安くなりますか？

Q　私は、働きながら大学に通っています。
適用になる個人市民税・県民税の制度はありますか。

A　前年の給与収入額が 130 万円以下であれば、勤労学生控除として控除額に 26 万円を加えることができます。

個人市民税・県民税均等割 4,000 円＋森林環境税 1,000 円と、所得金額から所得控除の金額を差し引いた額に 10％をかけた所得割額が課税されます。

なお、計算の結果、個人市民税・県民税均等割額のみが課税されることになった場合には、その均等割額を免除することができる可能性があります。学生証をお持ちのうえ、納期限日までに減免申請をしていただくことになりますが、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

お問い合せ　市民税課（☎047-436-2214）

医療費控除の申告方法

Q　医療費控除を受けるにはどうしたらいいですか。領収書の提出のみでいいですか。

A　医療費を支払った場合、（支払った医療費−保険などによる補てん額）−（総所得金額等の 5％、または 10 万円のいずれか少ない金額）を医療費控除額として、申告することにより適用となります。

平成29年度税制改正により、領収書の提出のみでは医療費控除の適用はできません。「医療費控除の明細書」を作成し申告書提出の際に添付してください。

「医療費控除の明細書」は船橋市HPからダウンロードできるほか、市民税・県民税申告書に同封されている、「市民税・県民税申告の手引き」から切り離してお使いいただます。なお、明細書の記入内容の確認のため、医療費などの領収書は5年間保存する必要があります。

医療費控除の対象になりますか？

Q1　令和6年（2024年）12月に入院した際の医療費が令和7年（2025年）1月に請求されたので、1月中に支払いました。令和7年度（2025年度）の医療費控除の申告の中に、この1月中に支払った医療費も加えていいですか。

A　令和7年度（2025年度）の医療費控除の対象になる医療費は、令和6年（2024年）1月1日から12月31日に実際支払った金額のみになります。

したがって、今回の医療費控除の対象にはなりませんが、来年度の医療費控除の対象になりますので、領収書を大切に保管してください。

Q2　おむつ代は医療費控除の対象になりますか。

A　傷病等により、おおむね6か月以上にわたり寝たきりの状態にある場合、おむつ代を医療費控除に含めることができます。

ただし、医師がおむつの使用を必要と認めていることが条件になりますので、医師発行の「おむつ使用証明書」が必要になります。

証明書を添えて申告をしてください。

【そのほか医療費控除に該当するかお問い合わせの多い項目】

●医療費控除対象●

・交通費（電車、バス）

●医療費控除対象外●

・タクシー代（場合によっては控除対象）、駐車場代、ガソリン代

・マスク、消毒液

・予防接種代

・健康診断代（診断の結果、治療が必要となった場合は控除対象）

ふるさと納税の制度について

Q1　ふるさと納税の控除について教えてください。

A　総務大臣が指定する都道府県、市区町村への寄附金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の額が所得税、個人市民税・県民税から控除されます。

ふるさと納税の計算式

① 所得税の税額軽減…（寄附金額－2,000 円）×所得税率※1

② 個人市民税・県民税の基本控除額…（寄附金額－2,000 円）×10%

③ 個人市民税・県民税の特例控除額…（寄附金額－2,000 円）×（90%－所得税率※1）

→①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除する

（ただし、市民税・県民税所得割額の 2 割を上限）

寄附金額は総所得金額等の 30%を限度とする。

また、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、上記①の所得税における控除額に代えて以下の申告特例控除額が加算されます。

特例控除額　×　所得税率※1÷（90%－所得税率※1）

計算例

年収 700 万の給与所得者（所得税率は 20%）が、地方自治体に 3 万円の寄附をした場合

寄附金額 →

適用下限額	① 所得税 所得控除による軽減	② 個人市民税・県民税 税額控除（基本分）	③ 個人市民税・県民税 税額控除（特例分）
2,000 円	(30,000 円-2,000 円) ×20%※1 =5,600 円	(30,000 円-2,000 円) ×10% =2,800 円	(30,000 円-2,000 円) ×(90%-20%)※1 =19,600 円

← 所得税と合わせた控除額 →

※1　所得税の税率は課税される所得金額により変動。平成 26 年度から令和 20 年度までは復興特別所得税を加算した率とする。

Q2　ワンストップ不適用通知が届きました。なぜですか。

A　　以下に該当する場合は、ワンストップ特例が不適用となります。

① 確定申告、もしくは個人市民税・県民税申告をした場合

② 6 か所以上の総務大臣が指定する団体へ寄附をした場合

③ 1 月 1 日現在において、市内に住民登録がない場合

④ ワンストップ特例の申請締め切り（1 月 10 日必着）に間に合わなかった場合

※上記に該当した場合でも、所得税の確定申告を行うと所得税からの還付と翌年の個人市民税・県民税の控除が受けられます。

市民税・県民税額の試算

Q　令和 7 年度市民税・県民税額の試算をしたいのですが。

A　市公式ホームページ内に、令和 7 年度税額の試算ができるサイトへのリンクがあります。「個人住民税税額シミュレーション」は、税額の試算や市民税・県民税申告書の作成ができます。作成した申告書はご自身で印刷をして、郵送又は窓口にてご提出いただくことでスムーズに申告をすることができます。

↓「個人住民税税額シミュレーション」へはこちらからアクセス

市公式ホームページ

（https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/007/003/p073534.html）

トップ＞暮らし・手続き＞税金・債権＞個人市民税＞税額の計算方法など＞個人住民税税額シミュレーション（税額の試算・申告書作成）について

第３章　森林環境税・森林環境譲与税

１　森林環境税・森林環境譲与税

詳しくはこちらへ

令和６年度から森林環境税（国税）の賦課徴収が始まりました。

森林環境税とは

森林環境税は、温室効果ガスの削減や森林整備等に必要な財源を確保するため、令和６年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。個人住民税均等割と併せて１人年額1,000円を市区町村が賦課徴収することとされ、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

詳しくは、総務省ホームページまたは林野庁ホームページをご覧ください。

↓総務省ホームページ

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/04000067.html)

↓林野庁ホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html)

令和６年度以降の市民税・県民税均等割及び森林環境税（国税）について

市民税・県民税の均等割は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度からの10年間にわたり臨時的に年間1,000円(市500円、県500円)が加算されていましたが、令和６年度からこの臨時的措置がなくなりました。

なお、新たに森林環境税(国税)が導入され、市民税・県民税均等割と併せて徴収します。

		令和５年度まで	令和６年度以降
国税	森林環境税	―	1,000円
市民税	市民税・県民税均等割	3,500円	3,000円
県民税		1,500円	1,000円
	計	5,000円	5,000円

森林環境税が課税されない方（非課税基準）

・1 月 1 日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方

・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が 135 万円以下の方

・前年中の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の方

	合計所得金額
控除対象配偶者又は 扶養親族を有する場合	35 万円×(本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数)＋ 31 万円
控除対象配偶者及び 扶養親族のいずれも有しない場合	45 万円以下

森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税は、森林環境及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市区町村においては間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

↓船橋市における森林環境譲与税の使途状況については、こちらをご覧ください。

(https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/zaisei/005/p088835.html)

第４章　法人市民税

１　法人市民税とは？

詳しくはこちらへ

納める人（納税義務者）

・市内に事務所、事業所がある法人：**均等割＋法人税割**
・市内に寮、宿泊所等のみがある法人：**均等割**
　ただし、公益法人等（※）については、収益事業を行うかどうかによって課税か非課税か、また、納めるべき税額も異なってきます。

※ 公益法人等及び法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものなどについては最低税率を適用します。

●税額

法人市民税の税額は、均等割額と法人税割額の合計額です。

●均等割額

資本金等の額、市内の従業者数により次のように算出します。

法人等の区分	市内の従業者数	
	50 人超	50 人以下
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人	（年額） 12 万円	（年額） 5 万円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	15 万円	13 万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	40 万円	16 万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	175 万円	41 万円
資本金等の額が 50 億円を超える法人	300 万円	41 万円

●法人税割額

法人税額（国税）×税率　（税率は資本金等の額により異なります。）

法人等の区分	事業年度又は連結事業年度開始の日
資本金等の額が 1 億円を超える法人	8.4%
資本金等の額が 1 億円以下の法人	6.0%

（令和 7 年（2025 年）4 月 1 日現在）

※ 事務所、事業所等が複数の市町村にある場合には、従業者数であん分して計算します。

●納税の方法

それぞれの法人が、納めるべき税額を算出して各事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内に申告し、納付します（申告納付）。eLTAX を利用したオンラインでの納付が可能です。詳しくは地方税ポータルシステムのウェブサイト（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

第５章　固定資産税・都市計画税

１　固定資産税とは？

詳しくはこちらへ

固定資産税は、毎年１月１日（賦課期日）現在に市内に所在する固定資産の所有者に対し、各資産の価値に応じて課税する普通税です。

課税の対象となる資産

土　　地―宅地、田及び畑、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地

家　　屋―住家、店舗、工場、倉庫、その他の建物

償却資産―土地及び家屋以外の資産で、法人や個人が事業のために用いている構築物、機械、備品などの有形の減価償却資産

納める人（納税義務者）

固定資産税を納めていただく人は、原則として固定資産の所有者です。

① **土地・家屋**

不動産登記簿（土地・家屋）又は土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人。ただし、その人が１月１日（賦課期日）前に死亡している場合などには、賦課期日現在の土地又は家屋を現に所有している人。

② **償却資産**

償却資産課税台帳に所有者として登録されている人。

固定資産の価格（評価額）

土地・家屋の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて行われ、市長がその価格を決定します。決定後は固定資産課税台帳に登録します。

償却資産については、基本的に所有者からの申告内容に基づいて毎年評価をし、その価格を固定資産課税台帳に登録します。

税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4%）

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。税額は課税標準額に税率を乗じて決定します。ただし、土地については、住宅用地に対する課税標準の特例措置や税負担の調整措置などが適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

免税点

同一人が市内に所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土　　地	30 万円

家　　屋	20 万円

償却資産	150 万円

税額などの通知

4 月に市役所が送付する固定資産税・都市計画税の納税通知書により納税者に対し税額などが通知されます。納期は年 4 回に分かれています。また、納税通知書と併せて、土地・家屋の課税内容の詳細がわかる課税明細書も同封しています。

納付方法については P45 を参照してください。

価格に不服がある場合

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、納税通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に文書をもって固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出をすることができます。

2　土地に対する課税

詳しくはこちらへ

評価のしくみ

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価をします。

① 地目

その利用状況に基づいて地目別（田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野及び雑種地）に評価します。固定資産税の地目は、登記簿上の地目にかかわりなく、その年の１月１日の現況地目によります。

② 地積

原則として、登記簿に登記されている地積によります。

③ 価格（評価額）

状況が類似する地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地を選定し、地価公示価格及び不動産鑑定士の鑑定により求められた鑑定評価価格を活用し、これらの価格の７割を目途として求められた適正な時価を基礎として、それぞれの土地の状況により、固定資産評価基準等に定められた所要の補正等を行い価格を求めます。

④ 土地の評価替え

地価公示価格や相続税評価額などは毎年見直されますが、固定資産税の土地の評価は、対象が膨大な量であることや、徴税コストを最小限に抑える必要性があることなどから、３年に一度見直しをすることになっています。（地価が下落している場合に価格の下落修正ができる特別措置があります。）

⑤ 路線価等の公開

平成９年度（1997 年度）の評価替えから、納税者の皆様に土地の評価についてご理解いただくために、評価額の基礎となる路線価などを資産税課にて公開しています。

※インターネットにおいても「全国地価マップ」で見ることができます。

一般財団法人資産評価システム研究センター｜全国地価マップ

（https://www.chikamap.jp/chikamap/Portal?mid=216）

住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、税負担の軽減を図るために課税標準の特例措置が設けられています。住宅用地は、適用する面積の広さによって「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けられます。

【住宅用地の範囲と特例の内容】

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。ただし、その面積は、家屋の床面積の 10 倍までが限度です。これを超える部分の土地については、住宅用地の特例は適用されません。

	家　　屋	居住部分の割合	住宅用地の率
(イ)	専用住宅	全部	1.0
(ロ)	(ハ) 以外の併用住宅	1/4 以上 1/2 未満	0.5
		1/2 以上	1.0
(ハ)	地上 5 階建以上の耐火建築物である併用住宅	1/4 以上 1/2 未満	0.5
		1/2 以上 3/4 未満	0.75
		3/4 以上	1.0

※「専用住宅」とは、もっぱら人の居住の用に供する家屋をいいます。

※「併用住宅」とは一棟の建物について居住部分の他、店舗・事務所などが併設されている家屋をいいます。

区　分	土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額	
			固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	一戸建住宅やアパート等の敷地	200 ㎡以下の部分	評価額×1/6	評価額×1/3
一　般住宅用地		200 ㎡を超える部分	評価額×1/3	評価額×2/3

※共同住宅の場合は、戸数×200 ㎡以下の部分が小規模住宅用地になります。

土地の一部を公衆用道路として使用されている方へ

土地の一部が道路として使用されている場合、道路部分は非課税になる場合があります。次の要件に該当する道路は非課税となります。

①公道から公道へ通り抜けができる。

②袋地（行止まり）道路で２棟以上の家屋が沿接し使用している場合

ただし、①・②であっても次の場合は非課税に該当しません。

・車止め、ポールなどを設置している場合

・道路の一部を駐車場や駐輪場として使用している場合

・特定の関係者以外の通行を禁止している場合

・私道部分が明確に区分できない場合

・敷地、団地内通路

非課税の適用を受ける場合は「公衆用道路認定申請書」に「測量図」・「求積図」などを添付し、申請してください。現地調査を行い、利用状況を確認のうえ道路部分の非課税認定を行います。

申請書は市のホームページからもダウンロードできます。

船橋市｜公衆用道路認定申請

(https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/003/03/p000836.html)

3　家屋に対する課税

詳しくはこちらへ

評価のしくみ

現地調査や資料借用にご協力いただき、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価をします。

① 新築家屋の評価

評価額＝再建築価格×経年減点補正率（「評価額＝課税標準額」が原則となります。）

評価対象家屋と同一のものを評価時点に再建築すると仮定した場合に必要になる建築費（再建築価格）に、年数経過による減点補正率（経年減点補正率）を乗じて評価額を算出します。

② 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

家屋の評価額は3年毎の基準年度に見直しを行います。

（直近の基準年度は令和6年度（2024年度）、次回は令和9年度（2027年度））

建築物価の変動を反映した補正率（再建築費評点補正率）と、経年減点補正率の変動を考慮して評価額を再計算します。再計算後の評価額が再計算前の評価額を上回る場合は、再計算前の評価額に据え置かれます。

住宅に対する減額措置

●新築住宅に対する減額措置

新築された住宅が一定の条件を満たす場合には、新築後3年度分（地上3階以上の中高層耐火住宅などは5年度分）に限り、居住用部分（120㎡までの部分）にかかる固定資産税額の1／2を減額します。（都市計画税への適用はありません。）

＜代表的な要件＞

① 床面積が50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下であること（マンションの廊下などの共有部分の面積は按分して各戸の専有面積に加算します。）

② 居住用部分が占める割合が1／2以上であること

●認定長期優良住宅の減額措置

一般の新築住宅の減額より期間が長く、新築後5年度分（地上3階建以上の中高層耐火住宅などは7年度分）の固定資産税（120㎡までの部分）の1／2を減額します。（都市計画税への適用はありません。）

●住宅の耐震改修に伴う減額措置

昭和57年（1982年）1月1日以前から所在する住宅のうち、平成25年（2013年）1月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間に、工事費50万円超の耐震改修を行った場合、改修住宅に係る翌年度分の固定資産税（120㎡分までを限度）の1／2を減額します。（都市計画税への適用はありません。）

●住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

新築された日から10年以上経過した住宅で、平成28年（2016年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間に、要件を満たすバリアフリー改修を行った場合、改修住宅に係る翌年度分の固定資産税（100㎡分までを限度）の1／3を減額します。（都市計画税への適用はありません。）

●住宅の省エネ改修に伴う減額措置

平成26年（2014年）4月1日以前に建築（賃貸住宅を除く）された住宅で、令和4年（2022年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間に、要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、改修住宅に係る翌年度分の固定資産税（120㎡分までを限度）の1／3を減額します。（都市計画税への適用はありません。）

4　償却資産に対する課税

詳しくはこちらへ

償却資産とは？

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される固定資産のことです。

具体的には、会社や個人で商店や工場などを経営されている方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品などです。

償却資産の申告

償却資産には土地・家屋のような登記制度がなく、納税義務者や所有されている資産の把握が困難なため、毎年１月１日（賦課期日）現在に所有している資産について、所有者から１月 31 日までに申告していただくことになっています。

税務調査

船橋市では、申告内容の照合・確認を行うため、固定資産台帳など関係書類の提供依頼や訪問による質問や現物確認など税務調査を進めております。適正な課税に向けた各種調査にご理解ご協力をお願いいたします。

評価額について

固定資産評価基準に基づき、個々の資産の取得価額を基礎として、その耐用年数と取得後の経過年数に応じた減価を考慮して評価します。

５　都市計画税とは？

詳しくはこちらへ

都市計画税は、都市計画事業（下水道・道路などを整備する事業）又は土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

課税の対象となる資産

都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋です。

納める人（納税義務者）

当該土地又は家屋の所有者です。

税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3%）

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。税額は課税標準額に税率を乗じて決定します。ただし、土地については、固定資産税と同様に住宅用地に対する課税標準の特例措置や税負担の調整措置などが適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

免税点

固定資産税が免税点未満の場合は、都市計画税も課税されません。

税額などの通知

固定資産税と併せて通知されます。

納付方法については P45 を参照してください。

６　固定資産税・都市計画税Ｑ＆Ａ

家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか？

Ｑ　私は、令和３年（2021 年）９月に木造２階建 100 ㎡の住宅を新築しましたが、令和７年度（2025 年度）分から税額が高くなっています。なぜでしょうか。

Ａ　木造 2 階建住宅を新築した場合は、固定資産税の減額措置が設けられており、その住宅が一定の要件に当てはまるときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から３年度分に限り、120 ㎡を限度として税額が 1／2 に減額されます。あなたの場合は、令和４年・令和５年・令和６年度（2022 年、2023 年、2024 年度）分については税額が減額されていましたが、令和７年度（2025 年度）より減額措置の適用がなくなったためです。

なお、新築された地上３階建以上の中高層耐火住宅などについても一定の要件に当てはまるときは、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から５年度分に限り、税額が 1／2 に減額されます。

固定資産税と一緒に納めていただく都市計画税についてはこのような減額措置はありません。

年の途中で土地・家屋の売買があった場合も納税の義務はありますか？

Ｑ　私は、令和６年（2024 年）12 月に土地・家屋を売り、令和７年（2025 年）２月に所有権移転登記を済ませたが、４月初旬に市役所から固定資産税・都市計画税の納税通知書が私あてに送られてきました。昨年、人手に渡っている土地・家屋なので、私には納税の義務はないのでは？

Ａ　地方税法の規定により、賦課期日（毎年１月１日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に当該年度分の固定資産税・都市計画税を課税することになっています。

従いましてご質問の場合は、令和７年（2025 年）１月１日現在で登記簿には、あなたの名義で登記されていますので、すでに売却済の土地・家屋であっても、令和７年

度（2025 年度）分の固定資産税・都市計画税はあなたに課税されます。

なお、賦課期日後に、売買による所有権移転登記が行われた場合には、税額の一部を買主で負担することが行われている場合もあるようですが、その負担については、売買の契約をされるときに売主と買主との話し合いによって決められたものであり、納税義務は１月１日の所有者に生じます。

隣接する同じ面積の土地なのに税額が違うのはなぜですか？

Q　昨年、将来住宅を建てるため 100 ㎡の土地を購入しましたが、市から送付された納税通知書を見ると、住宅が建っている同じ面積の隣の土地より税額が高いのはなぜですか？

A　土地の固定資産税については、住宅用地の特例措置があります。この住宅用地とは、その年の１月１日現在居住用の家屋が建っている土地をいい、その面積が 200 ㎡までの土地は小規模住宅用地として課税標準額が評価額の 1／6 に、都市計画税は評価額の 1／3 になります。あなたの税額が高かったのは、住宅が建っていないため、この特例の対象とならなかったことによるものです。

償却資産の申告書が届きました、申告をする必要はありますか？

Q　市内でアパートを経営しており、毎年税務署に確定申告しています。また土地・家屋の固定資産税は毎年納めています。それなのに市へ償却資産の申告をしなければならないのですか？

A　アパート経営などの事業をされている方は確定申告とは別に、お持ちの事業用資産の所有状況について、市へ申告が必要となります。また、償却資産は外構工事や屋外給排水などの設備が課税対象となるため、土地・家屋とは別に課税となります。具体的な申告対象資産については、お手持ちの工事見積書、固定資産台帳や確定申告の減価償却費計算欄をご覧になりながら、市のホームページなどに掲載されています償却資産の例でご確認ください。

第６章　軽自動車税

軽自動車税は種別割と環境性能割から構成され、環境性能割は当分の間、市に代わって千葉県が賦課徴収します。

１　軽自動車税（種別割）

詳しくはこちらへ

種別割の年税額は、市役所が送付する納税通知書にて通知されます。納付方法についてはP45 を参照してください。

納税義務者

毎年４月１日現在、主たる定置場が船橋市内にある原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、被けん引自動車、軽三輪及び軽四輪（これらを総称して「軽自動車等」といいます。）の所有者です（所有権留保付割賦販売の場合は、買主を所有者とみなします）。

手続場所

区　　分	提　　出　　先
原動機付自転車（125cc 以下） 小型特殊自動車（農耕用含む）	船橋市役所税務部市民税課、各出張所及び船橋駅前総合窓口センター（取り扱いは平日 9 時～17 時） 船橋市湊町 2-10-25　（☎ 047-436-2203）
二輪の軽自動車（125cc 超 250cc 以下） 二輪の小型自動車（250cc を超えるもの）	習志野自動車検査登録事務所（運輸支局） 船橋市習志野台 8-57-1　（☎ 050-5540-2024）
三輪の軽自動車 四輪の軽自動車	軽自動車検査協会千葉事務所　習志野支所 八千代市緑が丘西 8-10-1　（☎ 050-3816-3115）

グリーン化特例（重課）

初度検査を受けた月から起算し、13年を経過した翌年度から重課税額になります。

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は、重課税率の対象外です。

グリーン化特例（軽課）

グリーン化特例（軽課）とは排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分に限り、軽自動車税（種別割）の税率を軽減する特例措置です。本特例措置は令和 5 年度税制改正により、適用される税率に応じて 3 年間または 2 年間延長されます。

軽自動車税(種別割)の税率(令和７年度(2025 年度))

<table>
<tr><th>車　種</th><th colspan="6">内　燃　機　関　の　場　合　の　区　分</th><th colspan="3">年税額
(2025 年度)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td colspan="6">・総排気量 50cc 以下(定格出力 0.6kW 以下)
・2 輪のもので総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下
※特定小型原動機付自転車を含む</td><td colspan="3">2,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">2 輪のもので総排気量 50cc 超 90cc 以下
(定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下)
※最高出力 4.0kW 以下のものを除く</td><td colspan="3">2,000 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">2 輪のもので総排気量 90cc 超 125cc 以下
(定格出力 0.8kW 超 1.0kW 以下)
※最高出力 4.0kW 以下のものを除く</td><td colspan="3">2,400 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">ミニカーのもの(3 輪以上)で総排気量 20cc 超 50cc 以下
(定格出力 0.25kW 超 0.6kW 以下)
※特定小型原動機付自転車を除く</td><td colspan="3">3,700 円</td></tr>
<tr><td rowspan="8">軽自動車</td><td colspan="6">2 輪のもの(側車付のものを含む)で
総排気量 125cc 超 250cc 以下</td><td colspan="3">3,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="6">被けん引自動車(ボートトレーラーなど)</td><td colspan="3">3,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td><td>右記以外</td><td>2015 年 4 月 1 日以降の新規登録の新車</td><td>初年度登録が 2012 年 3 月以前の車両(重課税額)</td></tr>
<tr><td colspan="6">3 輪のもので総排気量 660cc 以下のもの</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td><td>4,600 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">4 輪以上のもので総排気量 660cc 以下のもの</td><td colspan="2" rowspan="2">乗　　用</td><td>営 業 用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td><td>8,200 円</td></tr>
<tr><td>自 家 用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td><td>12,900 円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">貨 物 用</td><td>営 業 用</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td><td>4,500 円</td></tr>
<tr><td>自 家 用</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小型特殊自動車</td><td></td><td>長さ(m)</td><td>幅(m)</td><td>高さ(m)</td><td>最高速度(km/h)</td><td>総排気量(リットル)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>農耕作業用のもの</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>35 未満</td><td>制限なし</td><td colspan="3">2,400 円</td></tr>
<tr><td>その他(フォークリフト等)</td><td>4.70 以下</td><td>1.70 以下</td><td>2.80 以下</td><td>15 以下</td><td>制限なし</td><td colspan="3">5,900 円</td></tr>
<tr><td>2 輪の小型自動車</td><td colspan="6">総排気量 250cc を超えるもの(側車付のものを含む)</td><td colspan="3">6,000 円</td></tr>
</table>

２　軽自動車税（環境性能割）

詳しくはこちらへ

三輪、四輪以上の軽自動車で新車中古車問わず取得価額が 50 万円を超える車両が対象です。これまでの自動車取得税と同様、軽自動車の取得時に申告・納付してください。

第７章　市たばこ税

詳しくはこちらへ

市たばこ税は、製造たばこの製造者や特定販売業者及び卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「製造たばこ」に対して課せられるものです。

納める人(納税義務者)

・製造たばこの製造者(日本たばこ産業株式会社)
・特定販売業者(輸入業者)
・卸売販売業者

税率

売渡し本数1,000本につき6,552円　(令和7年(2025年)4月1日現在)

納税の方法

製造たばこの製造者などが毎月末日までに前月の初日から末日までの間に売り渡したたばこの本数に対し税額を算出し、申告納付します。

たばこの購入は市内で

同じ銘柄のたばこならどこで買っても価格は同じですが、市内でたばこを購入した場合、たばこ販売代金に含まれる税金のうち、たばこ１本につき約6.6円が本市の税収となります。市たばこ税は、本市の貴重な財源として使われることとなります。

小売定価580円1箱20本入りたばこに占めるたばこ税などの額

(令和7年(2025年)4月1日現在)

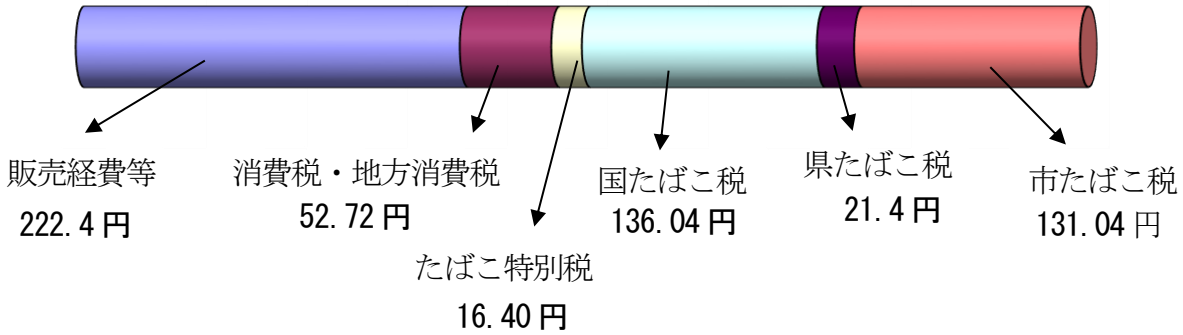

※喫煙の際は、定められた喫煙場所で、周りの人の迷惑にならないよう、細心の注意を払ってください。

第８章　特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機を抑制し地価の安定を図るとともに、宅地の供給を促進することを目的とした税で、一定規模以上の土地の所有又は取得に対して課されるものです。

平成 15 年 1 月 1 日以降は、税制改正により課税停止となりましたので新たな課税はありませんが、徴収猶予中の対象者の納税義務が免除されるものではありませんので、猶予満了時までに確認申請（又は延長申請）が必要です。

第９章　入湯税

詳しくはこちらへ

入湯税は、環境衛生施設、消防施設などに要する費用にあてるため、鉱泉（温泉）浴場に入湯される方にかかる目的税です。

納める人(納税義務者)

鉱泉（温泉）浴場における入湯客に対してかかります。

税率

1. 宿泊した入湯客は、1 人 1 泊につき、150 円
2. 日帰りの入湯客は、1 人につき、100 円

納税の方法

鉱泉（温泉）浴場の経営者（特別徴収義務者）が入湯客から料金と一緒に税金を徴収します。特別徴収義務者は 1 か月分をまとめて翌月 15 日までに申告し、納付します。

課税免除

1. 年齢 12 歳未満の方。
2. 一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する方。
3. その他市長が公益上の理由により必要があると認める方。

第１０章　事業所税

詳しくはこちらへ

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の費用にあてるため、市内に所在する事業所等に対して負担を求める目的税です。

納める人(納税義務者)

市内に所在する事業所等（事業所、店舗、工場など）で事業を行う法人又は個人

課税標準

●資産割　　課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積

●従業者割　　課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額

※　課税標準の算定期間　　法人｛事業年度
　　個人｛1 月 1 日から 12 月 31 日まで

※　市内のすべての事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額を合算して課税されます。

税率

●資産割　　事業所床面積 1 ㎡につき 600 円

●従業者割　　従業者給与総額の 0.25／100

免税点

●資産割　　事業所床面積 1,000 ㎡以下

●従業者割　　従業者 100 人以下

納税方法

税金を納める人が課税標準や税額を計算して申告納付します。

eLTAX を利用したオンラインでの納付が可能です。詳しくは地方税ポータルシステムのウェブサイト（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。

申告納付期限

・法人　　事業年度終了の日から 2 か月以内

・個人　　翌年 3 月 15 日まで

非課税･課税標準の特例

●非課税

国・公共法人、公益法人等が収益事業以外の事業に使っている施設、公共性が高く都市機能上必要とされる施設、農林漁業・中小企業・福利厚生・防災関係施設で一定のものは、非課税とされています。

●課税標準の特例

協同組合などが本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業に使用する倉庫などで一定のものは、課税標準の特例により税負担が軽減されます。

その他の申告義務

●事業所税額がない場合の申告

次のような場合には、納付すべき事業所税額がない場合でも申告期限までに申告書を提出してください。

① 前事業年度又は前年に税額があった場合

② 事業所床面積が 800 ㎡を超える場合

③ 従業者数が 80 人を超える場合

●事業所用家屋の貸付けの申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている法人又は個人は、貸付けを行った日から 1 か月以内に、事業所用家屋の貸付けに関する申告書を市民税課に提出してください。

第１１章　納税

１　納税について

納期限までにお納めください

市税を納め忘れ、納期限を過ぎると、督促状が送付され、差押などの滞納処分となる場合があります。

また、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ延滞金が加算される場合があります。市税は納期限までに納付してください。

※　滞納処分…地方税法の規定により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分（財産の差押えなど）を受けることがあります。

市税の納付方法

次のいずれかの方法で納付してください。

●金融機関での納付

取扱金融機関はP76「市税の納付場所」を参照してください。

●コンビニエンスストアでの納付（※1参照）

取扱店舗はP76「市税の納付場所」を参照してください。

1枚あたりの金額が30万円以下でバーコードの印刷されている納付書が対象です。

●口座振替による納付（※2、P46参照）

●インターネットバンキング・ATMでの納付（Pay-easy（ペイジー）収納）

●クレジットカードでの納付

●スマートフォンアプリでの納付

（※1、※2、P47参照）

※1　コンビニエンスストア・インターネットバンキング・ATM・クレジットカード・スマートフォンアプリでの納付は、指定期日を過ぎると取扱いできない場合があります。

※2　口座振替、インターネットバンキング・ATM・クレジットカード・スマートフォンアプリでの納付は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合や、納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

お問い合わせ　税務課（☎047-436-2204）

詳しくはこちらへ

口座振替

口座振替を利用されますと、金融機関の預貯金口座から、自動的に市税などを引き落とすことができます。振替日は申込内容に応じて各納期限日での振替か、第１期の納期限日に全期分一括での振替となります。

一度手続きをされれば、納付のたびに金融機関などへ出向く必要がなくなりますので、ぜひ、ご利用ください。

●利用できる市税　市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）

●お申し込み方法

◎ **口座振替依頼書によるお申込み**

市内の金融機関・郵便局（一部金融機関を除く）に申込用紙が備え付けてありますので、**納税通知書、預貯金通帳、通帳にご利用の印鑑**をご持参のうえ、窓口でお申込ください。

※ 金融機関に印鑑登録がない場合は、押印不要です。

※ 市役所税務課で郵送申請を受け付けています。また、ご希望があれば申込用紙をご自宅にお送りいたします。

◎ **ペイジー口座振替によるお申込み**

市役所税務課、船橋駅前総合窓口センター（税窓口）、出張所にある端末で磁気対応のキャッシュカードを読み取り、口座振替登録ができます。

窓口で手続きをするご本人様のキャッシュカードと本人確認書類をご持参ください。

利用できる金融機関　令和７年10月１日現在

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、 三井住友銀行、りそな銀行、千葉信用金庫、東京ベイ信用金庫、ゆうちょ銀行

◎ **インターネットでのお申込み（Ｗｅｂ口座振替受付サービス）**

パソコン・スマートフォン・タブレット端末からインターネットを利用して、船橋市のホームページからお申込みができます。

利用できる金融機関　令和７年10月１日現在

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、 東京スター銀行、きらぼし銀行、常陽銀行、楽天銀行、ゆうちょ銀行

インターネットバンキング・ATM での納付

Pay-easy（ペイジー）サービスを利用して、市指定の金融機関のインターネットバンキングや ATM から納付ができます（コンビニエンスストア設置の ATM は不可）。ペイジーマークのある納付書が必要です。対象税目は、市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、法人市民税、事業所税です。

インターネットバンキングや ATM の画面で「ペイジー支払い」や「税金・各種料金支払い」などを選択し、案内に従って、納付書に印字されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を入力して納付してください。

※インターネットバンキングを利用するには、金融機関との契約が必要です。

また、上記のほか、eL-QR が印刷された納付書では、地方税お支払サイト（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/）を経由してインターネットバンキングでの納付が可能です。詳細は同サイトでご確認ください。

クレジットカードでの納付

地方税お支払サイト（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/）を経由して、クレジットカードで納付することができます。

対象税目は市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）です。

納付のたびに手続きが必要となり、納付金額に応じて決済手数料がかかります。詳細は同サイトで確認できます。

スマートフォンアプリでの納付

eL-QR が印刷されている納付書は、eL-QR 対応アプリで納付できます。対応するアプリは、地方税お支払サイト（https://www.payment.eltax.lta.go.jp/）でご確認ください。

※各アプリの設定や操作方法、ポイントの取扱い、税金の支払いに利用できるチャージ方法等については、事前に各アプリ事業者のホームページ等にてご確認ください。

※バーコード読み取りによるスマートフォンアプリでの納付は令和７年３月末をもって終了しました。

納税管理人の申告について

市税の納税義務者の方で、市内に住所等を有しない方は、原則として市内に居住する方のうちから納税管理人を定め申告してください。

お問い合わせ　市県民税・森林環境税…市民税課（☎ 047-436-2214）
固定資産税・都市計画税…資産税課（☎ 047-436-2222）

市税の減免について

納税者が次の要件のいずれかにあたる場合には、税額が減額又は免除される場合があります。

減免を申し出る場合は、その税の納期限当日までに申請書を提出してください。

税の種類	主　な　要　件	担当課
市民税 ・県民税 （個人）	○生活保護法による保護を受ける人 ○所得が皆無となったため生活が著しく困難となった人 ○震災・風水害（床上以上の浸水）により住家の被害を受けた人 ※年度途中で課税した場合については、取り扱いが異なりますので、市民税課にお問い合わせください。	市民税課 ☎047-436-2214
固定資産税 都市計画税	○生活保護法による保護を受ける人の固定資産 ○国・県・市等に寄付又は無償で貸与している固定資産 ○風水害、火災等の災害に見舞われた固定資産 ○公共の用に供する一定の固定資産（自治会館・防災倉庫・集会所・ごみ収集場等） ○相続税を物納により納入した固定資産	資産税課 ☎047-436-2222
軽自動車税	○生活保護法による保護を受ける人 ○障害者（身体・精神）本人が所有する車で、障害者自身もしくは、その障害者を常時介護する人が使用する場合 ○障害者の家族が所有する車でその家族がその障害者のために使用する場合	市民税課 ☎047-436-2203
事業所税	○災害（風水害）を受けた場合など	

納税の猶予

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されないと、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。ただし、市税を一時に納付することが困難な理由があり、一定の要件に当てはまる場合には、申請することにより、差押えや既に差押えを受けている財産の換価（売却）などの猶予が認められる場合があります。**詳しくは債権管理課までお問い合わせください**（☎ 047-436-2246）。

●猶予制度

換価の猶予

換価の猶予とは、納税者又は特別徴収義務者が、市税を一時に納付し、又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づき差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

換価の猶予は次の①から⑤に掲げる要件の全てに該当する場合に受けることができます。

①市税を一時に納付し、又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。

②納付又は納入について誠実な意思を有すると認められること。

③換価の猶予を受けようとする市税期別以外に滞納がないこと。

④納付し、又は納入すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が提出されていること。

⑤原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

換価の猶予を受けた場合は、下記のことが適用されます。

◆既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予される。

◆差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産について、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合がある。

◆換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除される。

徴収猶予

徴収猶予とは、納税者又は特別徴収義務者が、1．災害、病気、事業の休廃止などによって、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合、もしくは、2. 本来の期限から1年以上経って納付し、又は納入すべき市税が確定した場合において、その市税について一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められる場合に、申請に基づき徴収が猶予される制度です。

1の理由による徴収猶予を受ける場合、次の①から④に掲げる要件の全てに該当する必要があります。

① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納付者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります）があること。

イ　納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったとき。

ロ　納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

ハ　納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

ニ　納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

ホ　上記イからニのいずれかに該当する事実に類する事実があったとき。

② 猶予該当事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者がその納付し、又は納入すべき市税を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められること。

③ 「徴収の猶予申請書」が提出されていること。

④ 原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

２の理由による徴収猶予を受ける場合、次の①から④に掲げる要件の全てに該当する必要があります。

①本来の期限から１年以上経って納付又は納入すべき市税が確定したこと。

②納税者又は特別徴収義務者がその市税を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められること。

③その市税の納期限内に、「徴収の猶予申請書」が提出されていること。

④原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

徴収の猶予を受けた場合は、下記のことが適用されます。

◆新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けない。

◆既に差押えを受けている財産がある場合には、債権管理課に申請することにより、その差押えが解除される場合がある。

◆徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除される。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。

２ 納税Ｑ＆Ａ

納期限を過ぎた納付書で支払いはできますか？

Ｑ　納税を忘れてしまい、納期限の過ぎた納付書が手元にあります。これで納められるのでしょうか。

Ａ　納税通知書に同封してお送りした納付書は、納期限（指定期日）の1年後まで使用することができます。ただし、延滞金が加算される場合がありますので、速やかに納付してください。延滞金が発生していた場合は、別途納付書をお送りします。

※債権管理課で発行した納付書は指定期日を過ぎると取扱いできない場合があります。

お問い合わせ　債権管理課（☎ 047-436-2246）

口座振替ができませんでした。どうすればよいですか？

Ｑ　預貯金残高不足のため固定資産税第１期分の口座振替ができませんでした。どうすれば良いでしょうか。

Ａ　口座振替ができなかった場合には再度振り替えができません。
このようなケースは債権管理課までご連絡ください。第1期分の納付書をお送りいたしますので、金融機関などで納めてください。（納付方法についてはP45を参照してください。）

第2期分からは、口座振替ができますので、残高不足にならないようご注意ください。

また、全期一括振替をお申し込みの方で、第1期の納期限に残高不足により一括で口座振替ができなかった方も、第2期分以降は期別ごとの振替となりますので、第1期分は納付書で納めてください。

口座振替される日は納期限の日ですので、その前日までの入金をお願いします。

お問い合わせ　債権管理課（☎ 047-436-2246）

督促状がきました。なぜでしょうか？

Q　市税は納付してあるはずですが、督促状がきました。なぜでしょうか。

A　次の点をご確認ください。

◎領収証書に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか。

◎納期限までに納付していただけましたか。

　納付からその収納確認ができるまで、数日～3週間程度の日数を要します。督促状は納期限からおおむね1か月後に送付しますので、その間に行き違いで督促状が送付される場合があります。

◎正しい納付書で納付していただけましたか。

　年度の途中で税額を変更し、あらためて納税通知書・納付書をお送りしている場合があります。

お問い合わせ　債権管理課（☎ 047-436-2246）

納税コールセンターから電話がかかってくることがあるのですか？

Q　納税を忘れていたところ、納税コールセンターというところから、納税について確認の電話がかかってきました。そういう事はあるのでしょうか。

A　督促状を発送し、その後にも納付の確認ができない方に対して『船橋市納税コールセンター』から、市税などに関する納付の確認と、納税の呼びかけ、さらに市税口座振替の勧奨を電話にてご連絡させていただいております。

　電話案内では、必ず「船橋市納税コールセンターの○○です」と名乗ります。こちらから、**金融機関や口座番号を指定し、振込みを指示するような案内はいたしません。**不審な点がありましたら、債権管理課までお問い合わせください。なお、納税コールセンターからの電話の着信番号は、047-436-2104です。

お問い合わせ　債権管理課（☎ 047-436-2246）

延滞金はかかるのですか？

Q　私は市民税・県民税の第1期分（納期限6月30日）130,000円の納税を忘れていました。今日（8月27日）、納税したいと思いますが、延滞金はかかるのですか。

A　延滞金は、納期限の翌日から

⑴ 1か月を経過する日までは、年2.4％で、計算されます。
（ただし、上限は7.3％）

⑵ 1か月経過後納付の日までは、年8.7％で、計算されます。（ただし、上限は14.6％）

今回の延滞金は、

130,000円×0.024×31 ／ 365＋130,000円×0.087×27 ／ 365
＝1,100円（百円未満の端数切捨て）となります。

1．延滞金の割合

「年14.6％」（納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については「年7.3％」）ですが、各年の「延滞金特例基準割合※」が「年7.3％」の割合に満たないときは、以下の割合となります。

①「延滞金特例基準割合※+7.3％」の割合。令和7（2025）年は年8.7％。

② ただし、納期限の翌日から1か月間を経過する日までの期間については「延滞金特例基準割合※+1％」の割合。令和7（2025）年は年2.4％。

①と②にその日数を乗じて計算された金額の合計が、延滞金として本税に加算されます。

※延滞金特例基準割合…当該年の前年に租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年1％を加算した割合

各年で延滞金の割合が異なる場合があります。詳しくは債権管理課までお問い合わせください。

お問い合わせ　債権管理課（☎047-436-2246）

2．延滞金の端数計算など

- 滞納税額が2,000円未満のときは、延滞金は計算しません。
- 滞納税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てて計算します。
- 算出した延滞金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てます。
- 算出した延滞金額が1,000円未満であるときは、その全額を切捨てます。

市税を滞納したまま納めないとどうなりますか？

Q　現在、事情があって市税を滞納しています。このまま納めないとどうなりますか。

A　税負担の公平性を維持するなどの見地から、やむを得ず財産の差押えをすることとなります。差押えの対象となる財産には、預貯金・給与・不動産・動産・所得税還付金などがあります。なお、ご事情によっては申請により、納税の猶予が認められる場合があります。至急、債権管理課までご連絡ください。（市税の猶予についてはP50を参照してください。）

お問い合わせ　債権管理課（☎ 047-436-2246）

事前の連絡なく、財産を差押えされることがあるのですか？

Q　現在、市税を滞納していますが、私の承諾なしで、財産を差し押さえられました。事前の連絡もないのですか。

A　「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」と法律で定められています。したがって、財産の差押えの実施は、本人の承諾の有無にかかわらず行われることになります。このようなことにならないように、税金を納められないような事情がある時は、債権管理課にご連絡ください。

お問い合わせ　債権管理課（☎ 047-436-2246）

納めすぎた税金はどうなりますか？

Q　市税を二重に納付してしまったのですが、納めすぎた税金はどうなりますか。

A　納期限を過ぎて未納となっている税金や延滞金がある場合は、そちらに充てますが、それ以外はご指定の金融機関の口座にお振込み（還付）いたします。
　還付する場合には税務課から還付通知書を送付いたします。

お問い合わせ　税務課（☎ 047-436-2204）

亡くなった夫の市税を支払わなければならないのでしょうか？

Q　私の夫は令和7年（2025年）2月に亡くなりましたが、6月に市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。私は既に亡くなった夫の市税を支払わなければならないのでしょうか。

A　市民税・県民税は、毎年1月1日現在市内に住んでいる人に対して、前年中（1月1日～12月31日）の所得に基づいて課税されます。

したがって、令和7年（2025年）1月2日以降に亡くなられた方に対しても、令和7年度（2025年度）の市民税・県民税が課税され、財産の相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

なお、令和8年度（2026年度）からは課税されません。

第１２章　市の債権管理

１　市債権の徴収

市の債権の分類

市の債権は、市税、公債権及び私債権に分類され、公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類されます。

●公債権

地方自治法第231条の3第1項に規定される債権です。行政庁の処分（公法上の原因）により発生します。

●強制徴収公債権

個別の法令の根拠により、市が滞納債権について、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権です。

●非強制徴収公債権

個別の法令の根拠規定がないため、市は滞納債権について、支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行を行います。

●私債権

契約などの当事者間の合意に基づいて発生する債権です。非強制徴収公債権と同様に滞納処分が行えないので、市は滞納債権について支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行を行います。

強制徴収公債権の徴収

船橋市では、収入未済額の縮減や効果的な徴収を目指すため、強制徴収公債権の一元徴収を実施しております。現在、下記債権の滞納者を一定条件のもとに各債権所管課より回収業務移管を受け、市税の滞納があれば市税も併せた徴収・滞納整理業務を、債権管理課にて行っています。

対象となる債権
- 国民健康保険料　・介護保険料　・下水道使用料　・下水道事業受益者負担金
- 保育所運営費負担金、公立保育所使用料（旧称：保育料）
- 養育医療の給付に関する徴収金　・療育の給付に関する徴収金
- 母子生活支援施設入所費負担金
- 道路占用料　・後期高齢者医療保険料
- 路上喫煙及びポイ捨て防止条例による過料　他

非強制徴収公債権、私債権の徴収

本市のすべての金銭債権を公平・公正に取り扱うことを目的とし、平成23年（2011年）10月1日に施行された船橋市債権管理条例に基づき、非強制徴収公債権及び私債権について、市の債権の取り扱いを一元化し、民事訴訟法や民事執行法などの法的手続きによる債権回収を実施しています。主な手続きは次のとおりです。

●支払督促

裁判所が債権者（市）の申立内容を審査し、債務者に対して金銭の支払いを督促する手続きです。債務者が支払督促を受け取った日から2週間以内に裁判所へ異議を申し立てると、訴訟へ移行します。

●訴訟

債権者（市）が債務者を相手方とする訴えを提起し、裁判所においてそれぞれの言い分を主張したり、証拠の提示などをしたりして、判決や和解により債権の回収を図る手続きです。

●強制執行

裁判所が債権者（市）の申立てにより、預金や給与などを差し押さえることにより強制的に債権者の請求を実現させることを目的とする手続きです。

対象となる債権
［非強制徴収公債権］
・し尿収集手数料　・児童育成料　・児童扶養手当返還金　・保険給付費返納金　他
［私債権］
・奨学金返還金　・市営住宅使用料　・市営霊堂使用料　・学校給食費
・水洗便所化改造工事資金貸付金償還金　他

２ 債権管理Ｑ＆Ａ

債権管理課はどんな部署ですか？

Ｑ　債権管理課はどんな業務を行っている部署ですか。

Ａ　債権管理課は、市の債権管理に関する総括を行っている部署です。市税のみならず、他の公金の一元徴収の実施をさらに強化していくことを目的としています。

具体的には、市税及び移管を受けた強制徴収公債権（国民健康保険料など）の一元徴収業務、非強制徴収公債権（児童育成料など）及び私債権（市営住宅使用料など）の民事訴訟法などに基づく法的手続きによる債権回収の業務、これらが主な業務となります。

市税以外にも延滞金はかかりますか？

Ｑ　市税以外の債権についても滞納すると延滞金がかかるのですか。

Ａ　船橋市債権管理条例や個別条例に基づき、全ての公債権に延滞金がかかります（平成25年（2013年）4月1日より前に発生した公債権についてはかからないものもあります）。また、私債権については民法の規定により遅延損害金がかかります。延滞金や遅延損害金が発生しないよう納期内納付にご協力ください。

貸付金を滞納したまま納めないとどうなりますか？

Ｑ　現在、〇〇貸付金の返済が滞っています。このまま納めないとどうなりますか。

Ａ　滞納が続いたまま本市へご連絡がない場合は、支払督促や訴訟といった、法的手続きに着手することとなります。至急担当課までご連絡ください。

職員相手になぜ生活状況まで話さなければならないのですか？

Q　現在、〇〇債権を滞納していますが、毎月〇〇万円を返済していくと言っているのに分割納付を認めてくれません。なぜ職員相手に生活状況まで話さなければならないのですか。

A　分割納付は納付額を低くおさえるための手段ではありません。大多数の方は期限内に納付しています。こうした多くの方々との公平性を確保するために、早期に完納していただく必要があります。やむを得ず分割納付となる場合でも、早期完納が見込めるような合理的な分割金額か判断する必要があり、そのためには現在の収入や支出状況をお伺いしなければなりません。ご理解をお願いします。

お問い合わせ　債権管理課

・市税、強制徴収公債権の徴収について（☎ 047-436-2246）

・非強制徴収公債権、私債権の徴収について（☎ 047-436-2251）

第１３章　市税の窓口

１　窓口のご案内

詳しくはこちらへ

申告・届出などの受付

取扱い業務	市役所（2 階）	船橋駅前総合窓口 センター９番窓口	出張所	連絡所
市民税・県民税の申告	市民税課 047-436-2214			
法人市民税の申告	市民税課 047-436-2206	● ※預かりのみ		
原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・廃車・名義変更の受付	市民税課 047-436-2203	● ※平日 9～17 時のみ	●	
償却資産申告の受付	資産税課 047-436-2222	● ※預かりのみ	●	●
地籍図の閲覧（手数料 300 円）				

【必要なもの】

●申請者（窓口に来た人）の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）が必要です。また、平成 30 年度以降、市民税・県民税及び償却資産の申告書には、マイナンバーの記載が必要です。そのため次のいずれかの書類の原本の提示をお願いします。

①マイナンバーカード（個人番号カード）

②有効な通知カード（※）などの「番号確認書類」と運転免許証などの申告者本人を証明する「本人確認書類」

（※）住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの

税の無料相談

所得税・相続税・贈与税・不動産取得税など国税、県税を問わず税理士が、毎週水曜日（祝休日を除く）の午前 10 時～正午、午後 1 時～3 時まで税の相談に応じています。

事前予約制で、相談月の前月 20 日から電話受付を開始します。※20 日が土曜日・日曜日・祝日の場合、翌開庁日からの受付になります。また、「広報ふなばし」毎月 1 日号にその月の相談日を掲載しています。

相談を希望する方は、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ　税務課（☎047-436-2202）

詳しくはこちらへ

市税の各種証明書の発行（市民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税等）

各種証明書		手数料 ※3	窓口			
			市役所 税務課	船橋駅前総合窓口センター（９番窓口）	出張所	連絡所
●市県民税・森林環境税課税（非課税）証明書※1 （扶養申請、児童手当、助成金申請、年金申請など） ●市民税・県民税納税証明書 （融資・保証人など）		1枚 300円	●	●	●	●
●法人市民税納税証明書			●	●	●	●
●事業所税納税証明書			●	●	●	●
●営業証明書（法人の自動車登録用）			●	●	●	●
●軽自動車税（種別割）納税証明書	継続検査（車検）用	無　料	●	●	●	●
	その他	1枚 300円	●	●	●	●
●評価額証明書 （登記、相続税、贈与税の申告用など） ●公課証明書（税額算出証明書） （地代家賃の算定用、不動産所得申告用など） ●課税台帳全部事項証明書		土地･家屋別5筆5棟毎 300円	●	● ※2 ※5	● ※5	● ※5
●固定資産税・都市計画税納税証明書 （入札者の登録、公的給与等の添付書類など） ●固定資産税・都市計画税課税証明書 ●無資産証明書　※4		1枚 300円	●	●	●	●
●住宅用家屋証明書 （住宅用家屋の新築又は取得に係る登記の税率軽減の添付書類として）		1枚 1,300円	●			
●市税納税証明書（滞納等に関する証明書） （酒類販売等免許申請、法人の公益認定申請など）		1枚 300円	●			

※1　申告が必要な場合、市役所市民税課での取扱いとなるため、市役所以外の窓口では発行できません。

※2　近傍価格の記載は、平日の9時～17時となります。※4　船橋市内に現在在住している方かつ現年のみの発行となります。

※3　災害や疫病等の場合は、手数料が免除となる場合がありますのでお問い合わせください。

※5　船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所では発行できない証明書もありますのでご注意ください。

【必要なもの】

●申請者（窓口に来た人）の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）

●委任状（代理人の場合）

※現在、船橋市内で同居同一世帯（住民票上）かつ本人からの委任を受けている親族が申請する場合や、営業証明書、継続検査（車検）用の軽自動車税（種別割）納税証明書、住宅用家屋証明書を申請する場合は、委任状は不要です。

●法人代表者印あるいは法人代表者印が押印された委任状（法人の証明書の場合）

※法人の代表者からの申請で、登記簿謄本などで代表者であることが確認できた場合や、営業証明書、継続検査（車検）用の軽自動車税（種別割）納税証明書を申請する場合は、法人代表者印は不要です。

お問い合わせ　税務課（☎047-436-2202）

２　証明Ｑ＆Ａ

市民税・県民税の課税（非課税）証明書を取得できますか？

Ｑ　**令和 6 年（2024 年）1 月 20 日にＡ市から船橋市に引っ越してきました。令和 6 年度（2024 年度）と令和 7 年度（2025 年度）の市民税・県民税課税（非課税）証明書が必要です。どちらも船橋市で取得できますか。**

Ａ　市民税・県民税課税（非課税）証明書は各年の 1 月 1 日にお住まいの市町村（住民登録があった市町村）で発行します。このため、令和 7 年度（2025 年度）の証明書は船橋市で取得できますが、令和 6 年度（2024 年度）の証明書はＡ市で取得していただくことになります。

コンビニエンスストアで市民税・県民税の課税（非課税）証明書を取得できますか？

Ｑ　**マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで市民税・県民税の課税（非課税）証明書を取得できますか。**

Ａ　最新の年度の証明書のみ取得可能です。過去の年度の証明書は取得できませんので、窓口または郵送にてお求めください。取得条件など、詳しくは市ホームページをご確認ください。

滞納額がゼロとなった納税証明書をすぐに発行してもらえますか？

Ｑ　**納期限後も未払いとなっていた税金をすべて納めました。滞納額がゼロとなった納税証明書をすぐに発行してもらうことはできますか。**

Ａ　市税が納付されたことを船橋市のシステム上で確認できるまでは、原則として滞納額ゼロの納税証明書は発行できません。急ぎで納税証明書が必要な場合は、金融機関またはコンビニ等の領収印がある領収証書の原本を窓口までお持ちください。（スマホアプリ等、手元に領収証書が残らない方法で納税された場合は対応致しかねます。）

車検に使う納税証明書を再発行してもらうことはできますか？

Q　車検に使う納税証明書を紛失しました。再発行してもらうことはできますか。

A　市役所窓口（市役所税務課、各出張所、各連絡所、船橋駅前総合窓口センター）または郵送にて再発行可能です。未納がある場合は発行できませんので、事前にご確認ください。なお、令和７年４月から、軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS（ケイジェンクス））によって、自動車検査登録事務所および軽自動車検査協会が原則オンラインで車検対象車両の軽自動車税（種別割）の納付情報を確認できるようになり、継続検査窓口での納税証明書の提示が不要になりました。軽 JNKS の詳細は、地方税共同機構ホームページをご確認ください。

3　船橋駅前総合窓口センター・出張所・連絡所

※開庁日・業務時間が変更となっている場合や建て替え中の場合があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

船橋駅前総合窓口センター

〒273-0005　本町 1-3-1（ＦＡＣＥ5 階 9 番窓口）
℡：047-423-3411　FAX：047-423-3189
●交通　ＪＲ船橋駅より徒歩 1 分
　　京成船橋駅より直結
　　東武船橋駅より徒歩 3 分

船橋駅前総合窓口センターの業務時間

・月曜日～金曜日：9 時～20 時
・第 2・第 4 土曜日とその翌日の日曜日：9 時～17 時
※年末年始（12/29～1/3）を除く。

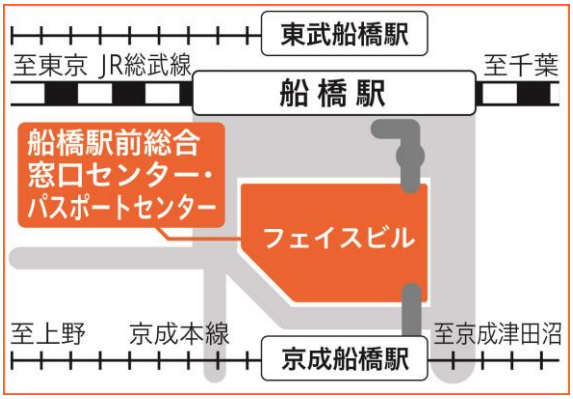

出張所・連絡所

西　船　橋　出　張　所

〒273-0031　西船 4-17-3
℡：047-433-4321　FAX：047-433-1153
●交通　ＪＲ・東京メトロ・東葉高速線西船橋駅から徒歩約 5 分
京成線西船駅から徒歩約 3 分

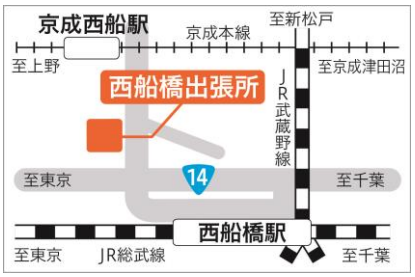

二　宮　出　張　所

〒274-0074　滝台 1-1-20
℡：047-464-1811　FAX：047-464-1833
●交通　京成松戸線薬園台駅から徒歩約 10 分

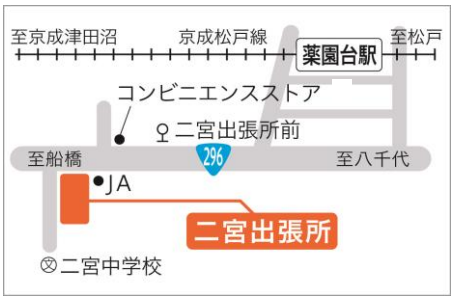

習　志　野　台　出　張　所

〒274-0063　習志野台 2-45-18
℡：047-466-2811　FAX：047-463-7013
●交通　京成松戸線・東葉高速線北習志野駅から徒歩約 5 分

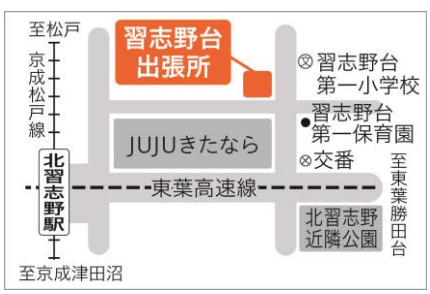

芝　山　出　張　所

〒274-0816　芝山 3-10-8
℡：047-463-2561　FAX：047-462-9050
●交通　東葉高速線飯山満駅から徒歩約 3 分

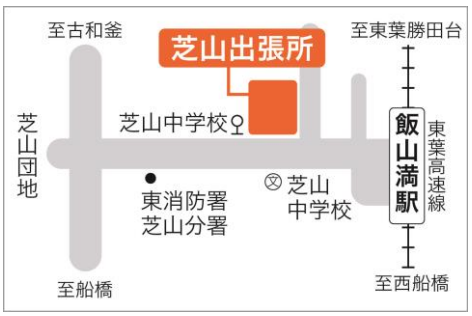

高　根　台　出　張　所

〒274-0065　高根台 1-2-5
℡：047-465-4331　FAX：047-465-4390
●交通　京成松戸線高根公団駅から徒歩約 2 分

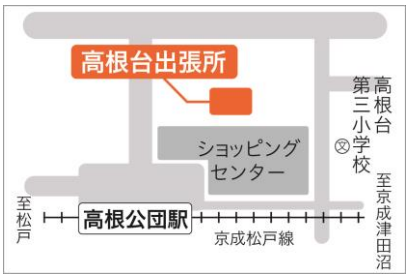

二　和　出　張　所

〒274-0805　二和東 5-26-1
℡：047-447-4507　FAX：047-447-5150
●交通　京成松戸線二和向台駅から徒歩約 1 分

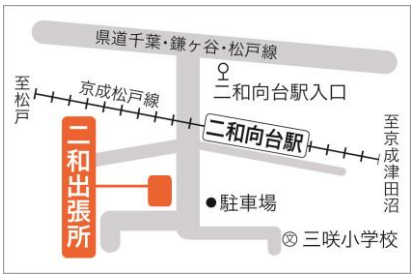

豊　富　出　張　所

〒274-0053　豊富町 4
℡：047-457-2003　FAX：047-457-9828
●交通　京成松戸線三咲駅から新京成バス「セコメディック病院」行きに乗車し、「アンデルセン公園」下車、徒歩約 1 分

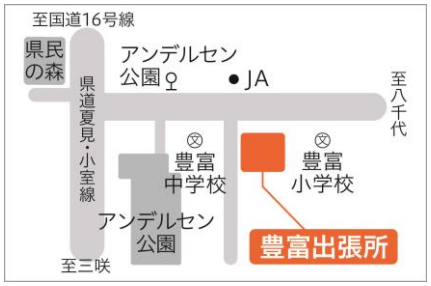

法　典　連　絡　所

〒273-0047　藤原 7-33-7
℡：047-438-6262
●交通　東武アーバンパークライン馬込沢駅から徒歩約 12 分

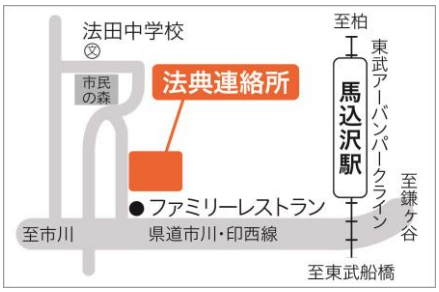

三　山　連　絡　所

〒274-0072　三山 8-19-1
℡：047-475-8300
●交通　ＪＲ津田沼駅北口から京成バス「三山車庫」行きに乗車し「三山入口」下車、徒歩約 2 分

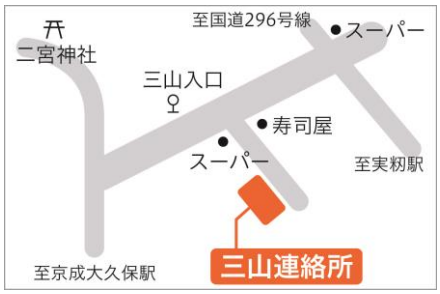

小　室　連　絡　所

〒270-1471　小室町 3308
℡：047-457-5146
●交通　北総線小室駅から徒歩約 3 分

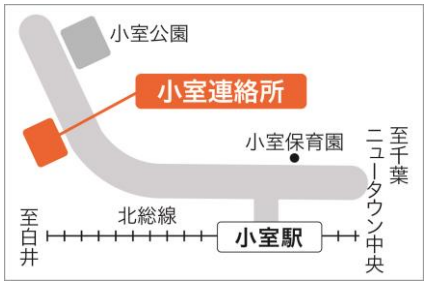

津　田　沼　連　絡　所

〒274-0825　前原西 2-21-21
℡：047-471-1151
●交通　ＪＲ津田沼駅から徒歩約 3 分

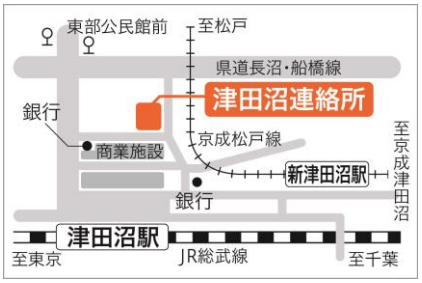

本　中　山　連　絡　所

〒273-0035　本中山 3-20-2
℡：047-336-5481
●交通　ＪＲ下総中山駅南口から徒歩約 1 分

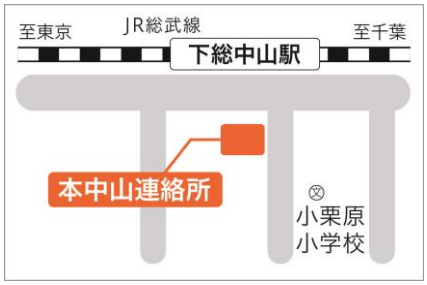

第１４章　県税

ここでは、市民生活とかかわりの深いいくつかの県税（千葉県）について、そのあらましを紹介します。詳しくは千葉県ホームページをご覧いただくか県税事務所へおたずねください。なお、税金の種類によっては、特定の県税事務所でのみ取り扱っており、船橋県税事務所では対応していないものがあります。

船橋県税事務所
〒273-8580
船橋市湊町２丁目10番18号
☎047-433-1275

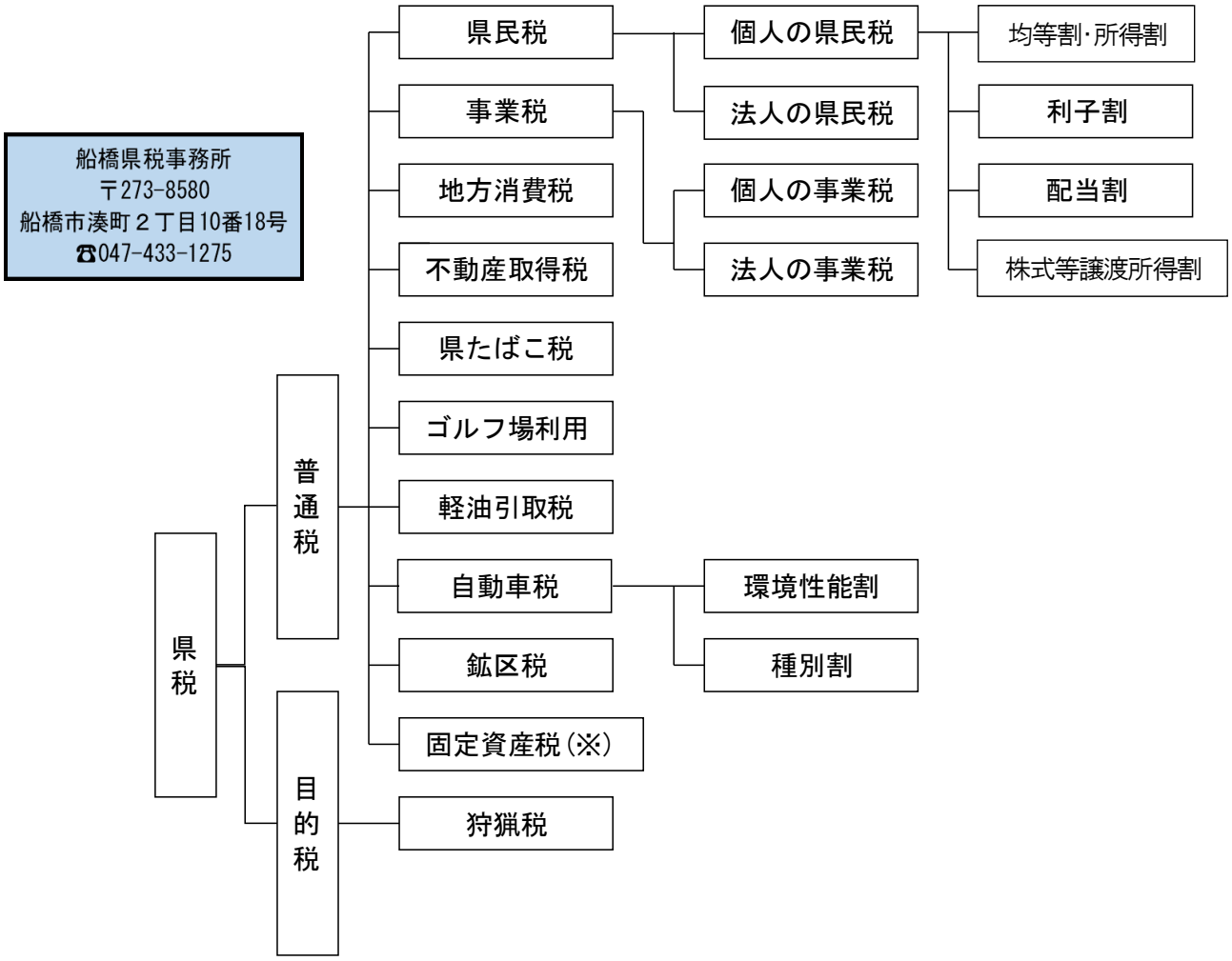

（※）固定資産税は大規模償却資産に係るもののみです。

県民税

●個人県民税

この税金は、前年中に一定の所得があった個人に課されます。納税義務者や課税標準などは個人の市民税・県民税と同じです。なお、税額・税率については、P8 をご覧ください。

●法人県民税

この税金は、県内に事務所又は事業所を有する法人や収益事業を行う人格のない社団や財団などに課されます。

また、県内に寮、保養所、宿泊所、クラブなどをもつ法人や収益事業を行わない公益法人、特定非営利活動法人なども均等割だけは課税されます。（ただし、収益事業を行わない特定の公益法人などについては、条例による減免の制度があります。）

●税率

①均等割

法　人　等　の　区　分	税率（年額）
資本金等の額が 50 億円を超える法人	80 万円
資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人	54 万円
資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人	13 万円
資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人	5 万円
資本金等の額が 1,000 万円以下の法人、公共法人、公益法人等	2 万円

※**資本金等の額**とは、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額を言います。

ただし、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日以後に開始する事業年度については、無償増減資等の金額を加減算した調整後の金額となります。

なお、当該資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合算額が均等割の税率区分の基準となります。

②法人税割

法人税額×税率（1.8%）

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ法人税額が年 1,000 万円以下の法人などの税率は 1.0%となります。

事業税

●個人事業税

県内に事務所又は事業所を有する方で前年に290万円を超える事業所得があった場合に個人事業税が課されます。

○税額の計算方法を算式で表すと、次のようになります。

課税所得金額

（前年の事業所得金額－各種控除額－事業主控除額年290万円）×下記の税率⇒税額

○税率

第１種事業	課税所得金額の5／100
第２種事業	課税所得金額の4／100
第３種事業	課税所得金額の5／100 （あんま・マッサージ業などは課税所得金額の3／100）

○各種控除には、損失の繰越控除・事業用資産の譲渡損失控除などがあります。

○事業を行った期間が1年に満たない場合の事業主控除額は月割りになります。

●法人事業税・特別法人事業税

県内に事務所又は事業所などを有する法人に、その所得に応じて事業税が課されます。

なお、地域間の財政力格差の縮小を目的として法人事業税の一部を分離し創設された「特別法人事業税」（国税）を、法人事業税と合わせて県税事務所へ申告納付する必要があります。

○法人事業税税率

法人の区分	課税標準		税率
普通法人 〔株式会社、有限会社など〕	所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.5%
		所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	5.3%
		所得のうち年 800 万円を超える金額	7.0%
		軽減税率不適用法人（※1）	7.0%
特別法人 〔協同組合、信用金庫、医療法人など〕	所得割	所得のうち年 400 万円以下の金額	3.5%
		所得のうち年 400 万円を超える金額	4.9%
		軽減税率不適用法人（※1）	4.9%
収入金額課税事業を行う法人（※2） 〔送配電事業、特定のガス供給業、保険業〕	収入割	収入金額	1.0%

（※1）資本金又は出資金の額が 1,000 万円以上で、3 以上の都道府県に事務所を有する法人

（※2）地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する事業

○外形標準課税法人の税率

資本金又は出資金の額が 1 億円を超える法人（※5）（公共法人・公益法人及び特別法人などは除く）。

法人の区分	課税標準	税率（※3）
外形標準課税法（※4）	所得割	1.0%
	付加価値割	1.2%
	資本割	0.5%

（※3）令和 4 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に適用

（※4）令和 2 年（2020 年）4 月 1 日以降に開始する事業年度から外形標準課税法人などの大法人が行う、法人県民税・事業税の申告は、eLTAX による提出が義務化

（※5）令和 7 年(2025 年)4 月 1 日以降に開始する事業年度から上記以外にも一定の要件を満たす法人は、外形標準課税法人の対象となることがあります。

○収入金額等課税事業を行う法人（地方税法第72条の2第1項第3号に該当する事業）の税率

令和2年4月1日より、小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業（※6）を行う法人は、以下の税率が適用されます。

法人の区分	課税標準	税率
普通法人	所得割	1.85%
	収入割	0.75%
外形標準課税法人	付加価値割	0.37%
	資本割	0.15%
	収入割	0.75%

（※6）特定卸供給事業に係る税率は令和4年4月1日以後に付する事業年度から適用

○特定ガス供給業を行う法人（地方税法第72条の2第1項第4号に該当する事業）の税率

令和4年4月1日より、特定ガス供給業（※7）を行う法人は、下記の税率が適用されます。

課税標準	税率
付加価値割	0.77%
資本割	0.32%
収入割	0.48%

（※7）令和4年4月1日以降に開始する事業年度から適用

○特別法人事業税の税率

課税標準	税率
外形標準課税法人の所得割額	260%
外形標準課税法人以外の普通法人などの所得割額	37%
外形標準課税法人以外の特別法人の所得割額	34.5%
収入金額課税法人（地方税法第72条の2第1項第2号に該当する事業）の収入割額	30%
収入金額等課税法人（地方税法第72条の2第1項第3号に該当する事業）の収入割額	40%
特定ガス供給業を行う法人（地方税法第72条の2第1項第4号に該当する事業）の収入割額	62.5%

不動産取得税

この税金は、有償・無償又は登記の有無にかかわらず、不動産（土地・家屋）を取得した人に対し、1 度だけ課されるものです。なお、取得の原因は、売買・交換（等価交換含む）・贈与（婚姻期間 20 年以上の夫婦間の贈与及び死因贈与並びに相続時精算課税制度による贈与も含む）・新築・増築などの別を問いません。ただし、相続により取得した場合など、一定の場合には課税されません。

●税額の計算方法

不動産の価格×税率

不動産の価格は、原則として取得した年の固定資産課税台帳に登録されている価格によりますが、新築住宅などで価格が登録されていない場合には、固定資産評価基準により評価した価格によります。**但し、令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに取得した宅地評価土地は、価格×1/2×税率となります。**

●税率

令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までに取得した住宅又は土地の場合は 3%、住宅以外の家屋の場合は、4%です。

●軽減

一定の要件にあてはまる住宅や住宅用土地などを取得した場合には、申告により税額が軽減されることがあります。

●納税

県税事務所から送付される納税通知書により、金融機関などで納めます。

自動車税（種別割）

この税金は、自動車検査証に登録されている所有者又は使用者に課されます。

●税率

乗用車（主なもの）

総排気量	標準税率（年額）		
	自家用	令和元年（2019年）10月1日以後に新車新規登録を受けたもの	営業用
1,000cc 以下	29,500 円	25,000 円	7,500 円
1,000cc を超え 1,500cc 以下	34,500 円	30,500 円	8,500 円
1,500cc を超え 2,000cc 以下	39,500 円	36,000 円	9,500 円
2,000cc を超え 2,500cc 以下	45,000 円	43,500 円	13,800 円
2,500cc を超え 3,000cc 以下	51,000 円	50,000 円	15,700 円
3,000cc を超え 3,500cc 以下	58,000 円	57,000 円	17,900 円
3,500cc を超え 4,000cc 以下	66,500 円	65,500 円	20,500 円
4,000cc を超え 4,500cc 以下	76,500 円	75,500 円	23,600 円
4,500cc を超え 6,000cc 以下	88,000 円	87,000 円	27,200 円
6,000cc を超える場合	111,000 円	110,000 円	40,700 円

トラック（最大乗車定員３人以下）

最大積載量	標準税率（年額）	
	自家用	営業用
1ｔ以下	8,000 円	6,500 円
1ｔを超え 2ｔ以下	11,500 円	9,000 円
2ｔを超え 3ｔ以下	16,000 円	12,000 円
3ｔを超え 4ｔ以下	20,500 円	15,000 円
4ｔを超え 5ｔ以下	25,500 円	18,500 円

トラック（最大乗車定員４人以上、最大積載量 1t 以下）

総排気量	標準税率（年額）	
	自家用	営業用
1,000cc 以下	13,200 円	10,200 円
1,000cc を超え 1,500cc 以下	14,300 円	11,200 円
1,500cc を超える場合	16,000 円	12,800 円

※1　電気自動車は総排気量が 1,000cc 以下である自動車とみなします。
※2　グリーン化税制の軽課・重課対象車は税率が異なります。

国税・県税の窓口

船橋税務署

〒273-8574　　東船橋 5-7-7

☎047-422-6511

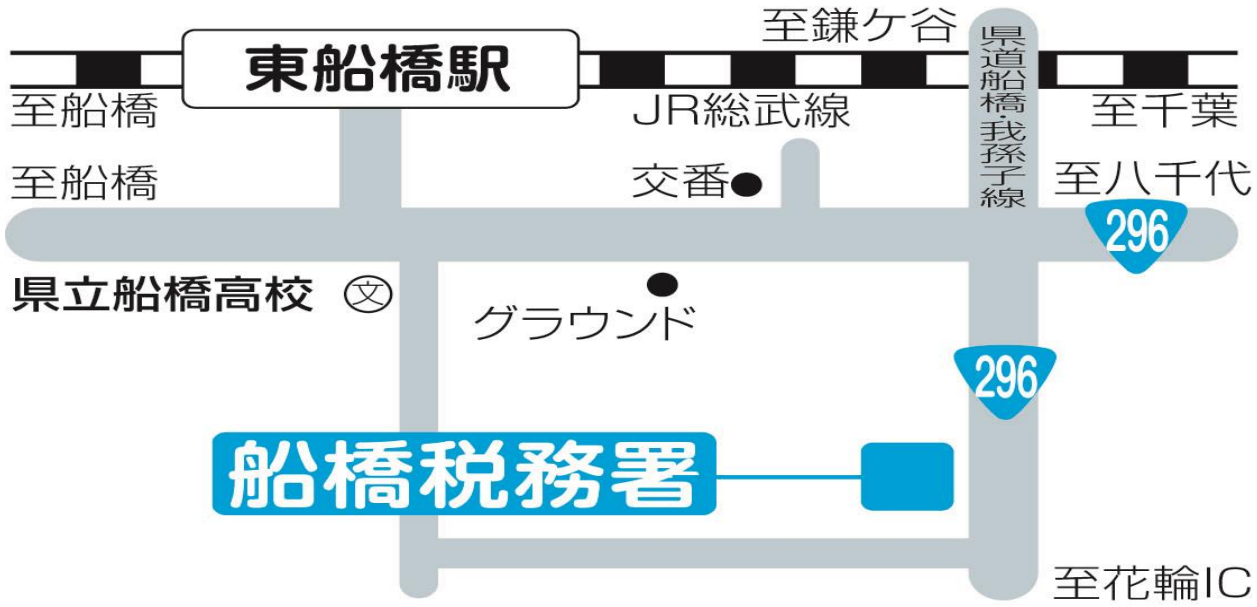

船橋県税事務所

〒273-8580　　湊町 2-10-18

☎047-433-1275

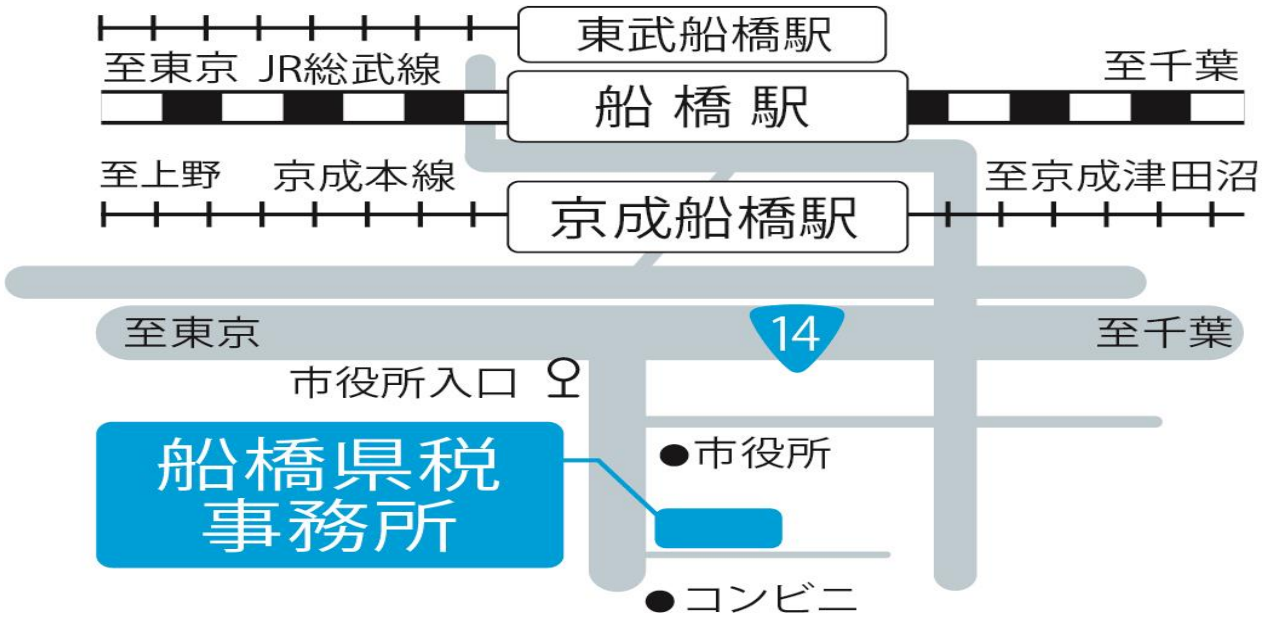

市税の納付場所

詳しくはこちらへ

（令和７年10月１日現在）

<table>
<tr><td>金融機関</td><td>
千葉銀行
東京スター銀行
横浜幸銀信用組合※1
千葉信用金庫
中央労働金庫
千葉興業銀行
東京ベイ信用金庫
きらぼし銀行
京葉銀行
東京東信用金庫
市川市農業協同組合
ちば東葛農業協同組合

ゆうちょ銀行（郵便局）※一部の納付書は取扱い地域が限られます（東京都、千葉・茨城・栃木・群馬・埼玉・神奈川・山梨の各県のみ）。
※1　横浜幸銀信用組合は、令和７年３月31日で、船橋支店以外の支店での取扱いを終了しました。
※2　eL-QRが印刷されている納付書は、全国のeL-QR対応金融機関でも納付できます。
eL-QR対応金融機関は、eLTAXホームページでご確認ください。
（https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/）
</td></tr>
<tr><td>コンビニエンスストアなど</td><td>
セブン-イレブン
ミニストップ
ファミリーマート
ポプラ
くらしハウス
スリーエイト
ローソン
ローソンストア100
セイコーマート
ハマナスクラブ
ハセガワストア
タイエー
デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア
ヤマザキデイリーストアー
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
生活彩家
MMK（マルチメディアキオスク端末）設置店
</td></tr>
</table>

○コンビニエンスストアでは、指定期日を過ぎると取扱いできない場合があります。

お問い合わせ先一覧

（令和７年（2025 年）10 月現在）

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

船橋市役所

ホームページアドレス　https://www.city.funabashi.lg.jp/

○ 個人の市県民税・森林環境税について ○ 法人の市民税について ○ 軽自動車税（種別割）について ○ 市たばこ税について ○ 入湯税について ○ 事業所税について	市 民 税 課 ☎047-436-2214 shiminzei@city.funabashi.lg.jp
○ 固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価について ○ 償却資産の申告について ○ 家屋の滅失について ○ 地籍図の閲覧について ○ 固定資産税・都市計画税の課税について ○ 特別土地保有税について	資 産 税 課 ☎047-436-2222 shisanzei@city.funabashi.lg.jp
○ 市税の証明について ○ 市税の口座振替について ○ 市税の納付方法について ○ 過誤納金の還付充当について ○ 固定資産評価審査の申し出について	税　務　課 ☎047-436-2202 zeimu@city.funabashi.lg.jp
○ 納税に関するお問い合わせ及び滞納処分について ○ 債権管理条例及び民事訴訟等の提起について	債 権 管 理 課 ☎047-436-2246 ☎047-436-2251 saiken@city.funabashi.lg.jp

船橋県税事務所

○ 法人の県民税、自動車税、事業税など	船橋県税事務所 ☎047-433-1275

船橋税務署

○ 所得税、贈与税、相続税、法人税など	船橋税務署 ☎047-422-6511

令和７年度　中学生の「税についてのポスター」　船橋市教育委員会教育長賞
船橋市立坪井中学校　渡邉 希香さんの作品

市税ガイド

（令和７年 11 月編集）

編集　船橋市
〒273-8501　船橋市湊町２丁目 10 番 25 号
℡047-436-2202（税務課）

お問い合わせの際は、電話番号のおかけ間違いにご注意ください。